第３期
有田市子ども・子育て支援事業計画

令和７年度 ～ 令和 11 年度

子育ての喜びが人と人を結びつけ
子育て文化を創造するまち
ありだ

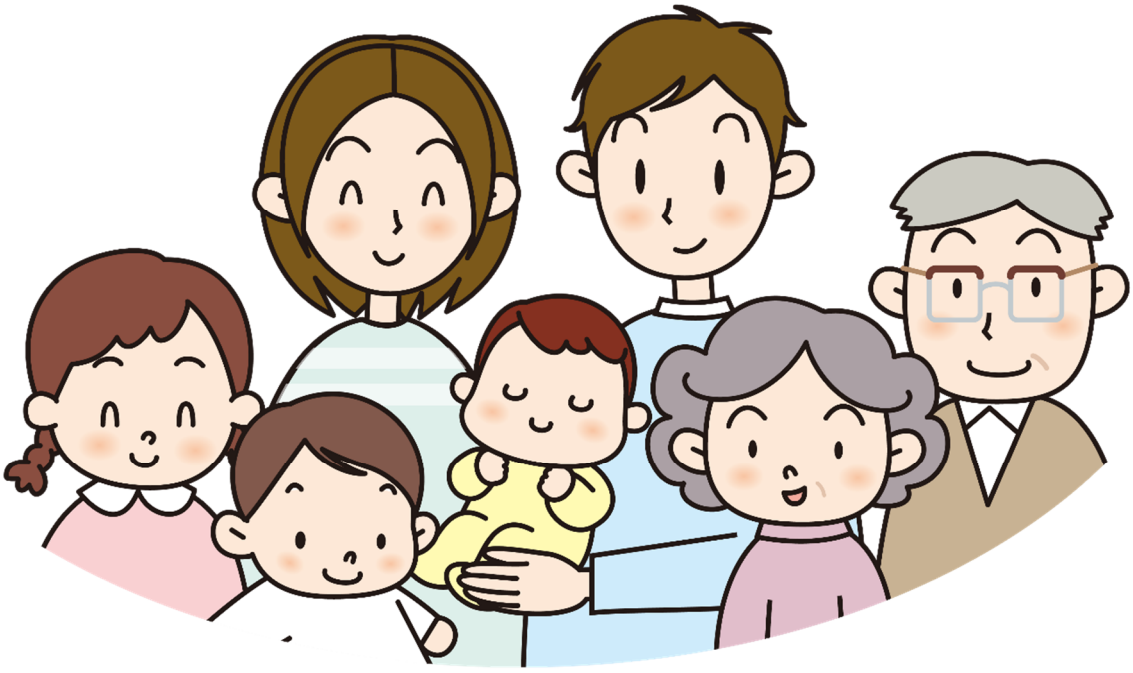

令和７年３月
有田市

はじめに

子どもは地域の宝であり、未来への希望です。
そして、この大切な子どもたちを健やかに育むことは、持続可能な地域社会の実現に不可欠です。

本市では、「子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ」という基本理念のもと、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援を推進してきました。
令和２年３月には、『第２期有田市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、市独自の取り組み「～結婚するなら有田市で～MarryYou」と並行しながら、さまざまな施策を展開してきたところです。

このたび、第２期計画の成果を検証し、『第３期有田市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。
本計画では、これまでの理念を継承しながら、より充実した支援を実現するため、以下の５つの基本目標を掲げています。

１．多様なニーズに応える子育て支援・保育サービスの充実
２．健やかな成長を支える母子保健・医療の充実
３．個性を尊重し可能性を育む教育・発達支援の強化
４．すべての家庭に寄り添う経済的支援と生活支援の充実
５．地域における子育て環境の充実と安全確保

令和７年度から令和 11 年度までの５年間、本計画に基づき、質の高い教育・保育の提供、切れ目のない子育て支援、地域ぐるみの子育て見守り体制の構築、仕事と子育ての両立支援など、包括的な取り組みを着実に進めてまいります。

すべての子どもたちの最善の利益を実現し、温かく活力あるまちづくりを推進するため、市民の皆様をはじめ関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた有田市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和７年３月

有田市長　　玉　木　久　登

目次

第1章　計画の策定に当たって 1
1　計画策定の趣旨 1
2　計画の位置付け 2
3　計画の期間 2
4　計画の対象 2

第2章　子ども・子育てを取り巻く現状と課題 3
1　統計データ等からみる状況 3
2　現行計画の進捗状況 13
3　アンケート調査結果の概要について 19
4　前回計画の主な取り組みの振り返り 27

第3章　計画の基本的な考え方 32
1　基本理念 32
2　基本的な視点 33
3　基本目標 34
4　施策の体系 36

第4章　施策の展開 37
基本目標１　多様なニーズに応える子育て支援・保育サービスの充実 37
基本目標２　健やかな成長を支える母子保健・医療の充実 43
基本目標３　個性を尊重し可能性を育む教育・発達支援の強化 51
基本目標４　すべての家庭に寄り添う経済的支援と生活支援の充実 57
基本目標５　地域における子育て環境の充実と安全確保 60

第5章　量の見込みと提供体制 67
1　教育・保育の提供区域 67
2　人口推計 67
3　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策 68
4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策 69

第6章　計画の推進に向けて 77
1　推進体制の充実 77
2　計画の点検と評価 77

資料編 78
1　有田市子ども・子育て会議条例 78
2　有田市子ども・子育て会議委員名簿 79

第1章　計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援を取り巻く環境は、少子化の進行、女性の社会進出、核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化など、様々な社会変化に直面しています。こうした変化により、子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化し、子育ての孤立化、経済的負担の増大、多様な保育ニーズへの対応など、新たな課題が顕在化しています。

このような状況下、国は平成 27 年に子ども・子育て支援新制度を創設し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ってきました。さらに、令和元年に幼児教育・保育の無償化の実施や令和２年に「全世代型社会保障改革の方針」の策定、令和３年には「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、少子化対策の基本方針や具体策の提示、仕事と家庭の両立支援や子育て支援の充実等が図られてきました。

本市においても、『第２期有田市子ども・子育て支援事業計画』（以下「前回計画」という。）に基づき、「子どもの最善の利益」の実現を目指し、「子育ての喜びが人と人を結びつけ子育て文化を創造するまち　ありだ」を基本理念に掲げ、子どもたちの健やかな成長を支える基盤整備、子育ての喜びを実感できる環境づくり、そしてすべての人が子育てに関われる社会の実現を目指し、教育・保育の質の向上、多様な支援サービスの提供、健康支援の充実、経済的負担の軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組み、地域全体で子育てを支える体制の構築を進めてきました。

一方で、少子化のさらなる進展、未婚率の増加、虐待や貧困問題の深刻化なども各種調査結果からもみられており、同時に、保育ニーズの変化への対応、保育士確保の難しさ、新型コロナウイルス感染症の影響、固定的な性別役割分担意識のさらなる改善の必要性など、様々な課題も浮き彫りになりました。

このたび、前回計画が令和６年度で計画期間が満了となることに伴い、これらの成果と課題を踏まえ、改めて子どもたちが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するための重要な指針とすべく、『第３期有田市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。本計画に基づき、これまでの取り組みをさらに発展させるとともに、新たな課題に対応した効果的な支援策を推進し、すべての子どもと子育て家庭が輝く未来の実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画や「こどもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村こどもの貧困対策計画と一体のものとして策定するとともに、その他、本市の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

【子ども・子育て支援法（第６１条）】

市町村は、基本指針に即して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第８条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、５年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、５年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条第２項）】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間として設定します。

4 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子ども・青少年とその家庭を対象とします。また、事業によっては子どもの保護者等も対象となる場合があります。

第2章　子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる状況

（１）人口等の動向

① 人口の推移

本市の総人口は、平成 31 年の 27,988 人から令和６年の 25,577 人に 2,411 人減少しており、毎年平均約 500 人のペースで減少しています。

特に、０歳～14 歳までの年少人口は、平成 31 年の 2,995 人から令和６年の 2,444 人に 551 人減少しており、毎年約 80～140 人のペースで減少しています。

15 歳～39 歳までの若年層・労働年齢層も、平成 31 年の 6,440 人から令和６年の 5,444 人に 996 人減少しており、毎年約 200 人のペースで減少しています。

●総人口と年齢階層別人口の推移

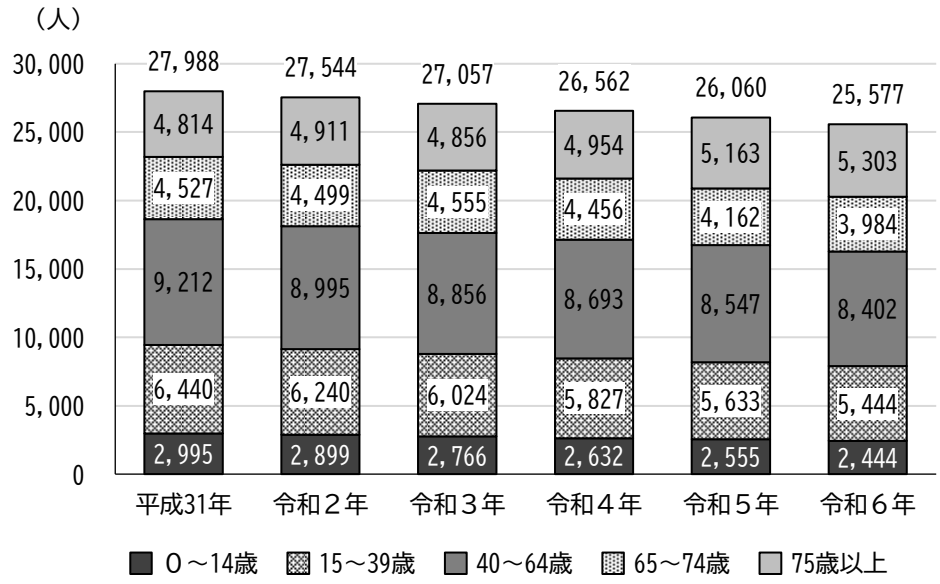

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

② 12 歳未満児童数の推移

本市の 12 歳未満人口は全体として減少傾向にあります。特に３～５歳と６～８歳の年齢層で顕著な減少がみられます。

年齢層別にみると、０～２歳では、平成 31 年の 442 人から令和６年の 344 人に減少しています。特に、令和４年から令和５年にかけては 366 人から 372 人に一時的に増加しましたが、その後は再び減少に転じています。

３～５歳では、平成 31 年の 540 人から令和６年の 406 人に減少しています。特に令和３年から令和４年に 39 人減少と他の年よりも大きな減少がみられます。

６～８歳では、平成 31 年の 621 人から令和６年の 483 人に減少しています。この年代も他の年齢層と同様に減少傾向が続いており、特に令和２年から令和３年に 50 人減少と他の年よりも大きな減少がみられます。

９～11歳では、令和３年にかけて緩やかに増加していましたが、令和４年以降減少に転じ、その後は減少傾向で推移しています。

●12 歳未満児童数の推移

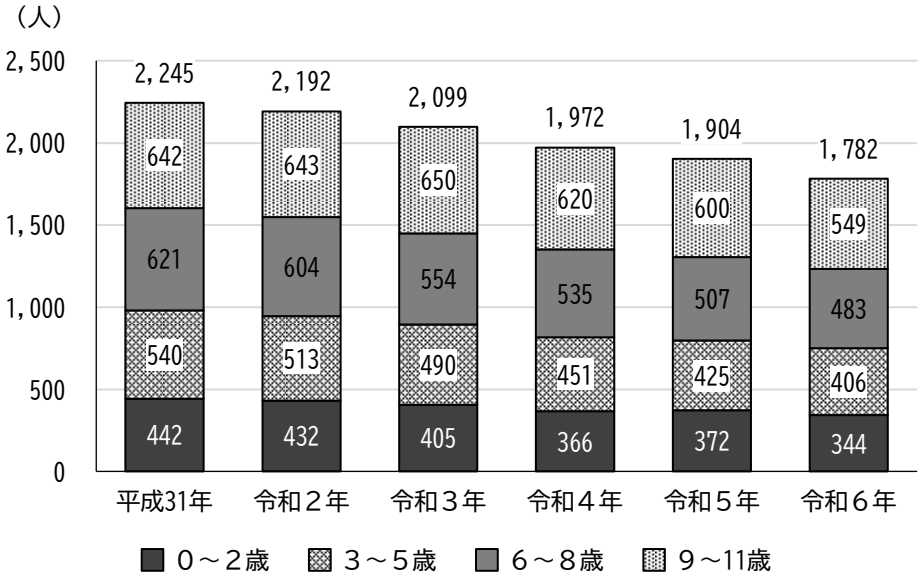

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

③ 社会動態の推移

転入数は令和３年にかけて減少傾向で推移していましたが、令和４年に 509 人と増加に転じ、令和５年では 480 人に減少したものの、近年では比較的高い水準となっています。

転出数は 700 人台で推移しており、緩やかな減少傾向となっています。

転入数と転出数の差である社会動態は、いずれの年も 200 人台の転出超過の状況が続いています。

●社会動態の推移

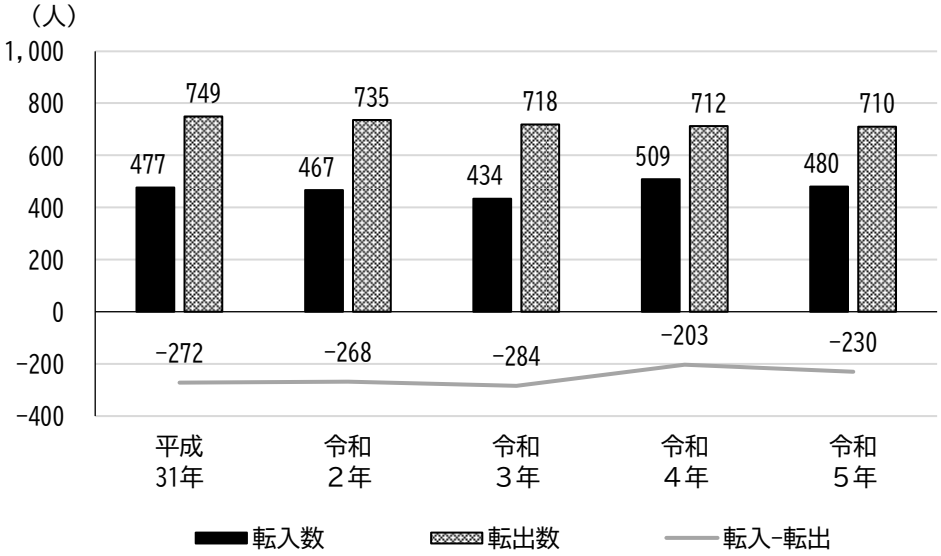

資料：住民基本台帳人口移動報告

④ 年代別にみる社会動態の状況

年代別にみると、20 歳代から 30 歳代前半にかけて転出超過が顕著となっており、特に男性では 30～34 歳で 33 人、女性では 20～24 歳で 43 人の転出超過となっています。

●年代別にみる社会動態の状況

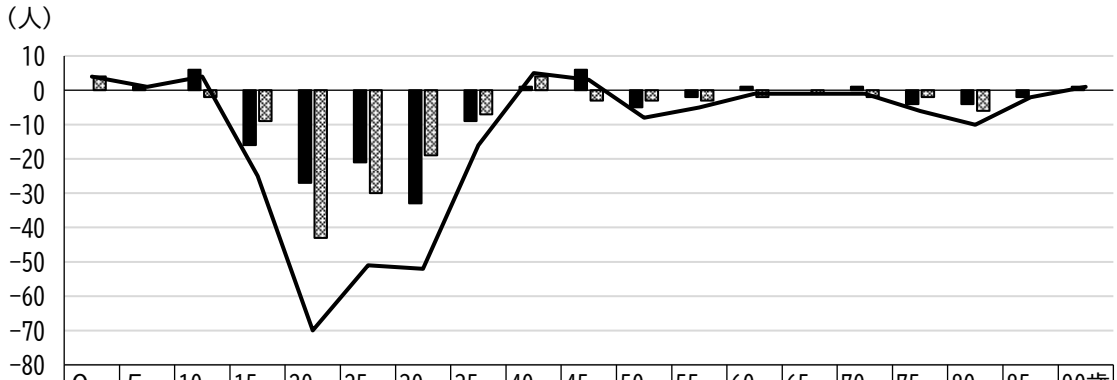

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
男性	0	1	6	−16	−27	−21	−33	−9	1	6	−5	−2	1	0	1	−4	−4	−2	1
女性	4	0	−2	−9	−43	−30	−19	−7	4	−3	−3	−3	−2	−1	−2	−2	−6	0	0
合計	4	1	4	−25	−70	−51	−52	−16	5	3	−8	−5	−1	−1	−1	−6	−10	−2	1

資料：住民基本台帳人口移動報告（令和５年）

（２）配偶関係および合計特殊出生率の動向

① 未婚率の推移

未婚率についてみると、男性の方が女性よりも高い傾向があり、すべての年齢層において、男性の未婚率が女性の未婚率を上回っています。

特に 25～44 歳においては、男性の未婚率は女性よりも 10 ポイント以上高くなっています。

年代別でみると、男女ともに 30 歳代の未婚率の上昇が 20 歳代より著しく高くなっており、晩婚化・未婚化が進んでいることがうかがえます。

●男女別未婚率の推移（有田市）

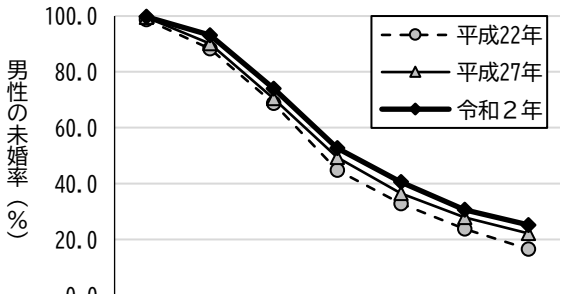

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成22年	98.7	88.3	68.7	44.8	32.8	23.7	16.5
平成27年	99.5	90.2	70.4	49.3	36.4	27.8	22.2
令和２年	99.7	93.1	74.0	52.7	40.6	30.6	25.1

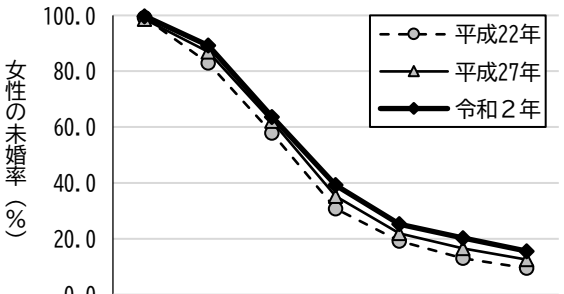

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成22年	99.2	82.9	57.8	30.7	19.2	13.0	9.4
平成27年	98.5	86.9	62.1	35.2	22.0	16.6	12.6
令和２年	99.6	89.1	63.6	39.2	25.2	20.2	15.5

資料：国勢調査

② 有配偶率の県・全国比較

本市の有配偶率についてみると、25～44歳において男女ともに和歌山県や全国よりも低くなっており、晩婚化・未婚化が顕著となっています。

●男女別有配偶率（和歌山県・全国比較）

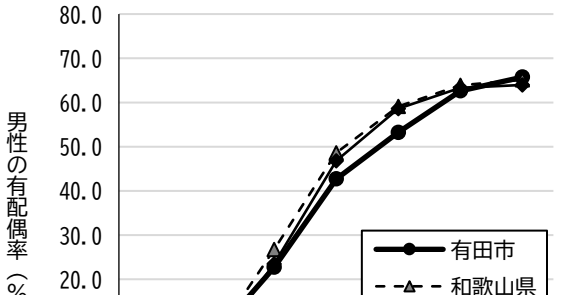

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
有田市	0.3	6.7	22.8	42.8	53.3	62.7	65.8
和歌山県	0.3	5.9	26.8	48.6	59.2	64.0	65.2
全国	0.2	4.2	23.5	46.8	58.6	63.4	64.0

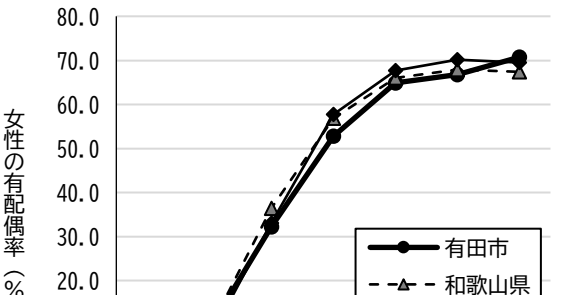

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
有田市	0.4	9.2	32.2	52.8	64.9	66.8	70.8
和歌山県	0.5	9.0	36.5	56.9	66.1	68.0	67.4
全国	0.3	6.7	33.1	57.8	67.7	70.2	69.6

資料：国勢調査（令和２年）

③ 合計特殊出生率

有田市、和歌山県、全国のいずれも、合計特殊出生率は昭和 58 年から昭和 62 年の間に高い水準を維持していましたが、その後の期間にわたり一貫して低下傾向を示しています。特に、有田市では平成 30 年から令和４年の期間で 1.31 と最も低い水準に達しており、人口減少の進行が懸念されます。

●合計特殊出生率の推移（和歌山県、全国比較）

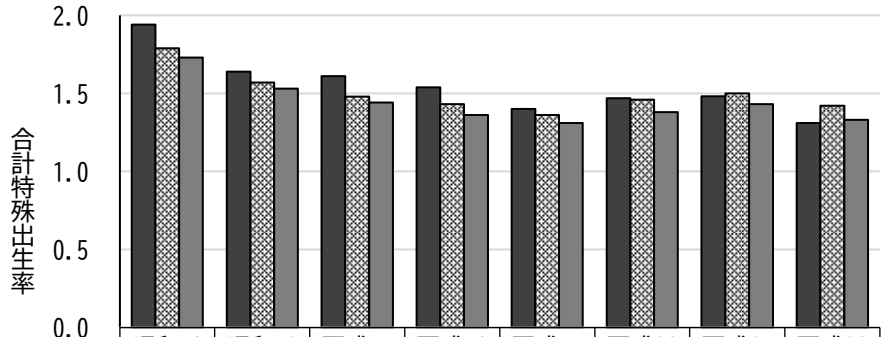

	昭和58年～昭和62年	昭和63年～平成４年	平成５年～平成９年	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年	平成30年～令和４年
■有田市	1.94	1.64	1.61	1.54	1.40	1.47	1.48	1.31
▨和歌山県	1.79	1.57	1.48	1.43	1.36	1.46	1.50	1.42
■全国	1.73	1.53	1.44	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

（３）18 歳未満世帯員のいる世帯の動向

① 一般世帯および核家族世帯の推移

18 歳未満世帯員がいる世帯数は、平成 12 年から令和２年にかけて減少傾向で推移しています。核家族世帯の割合は増加傾向にあり、令和２年には 76.7%となっています。

●18 歳未満世帯員のいる世帯の世帯数と核家族世帯数の推移

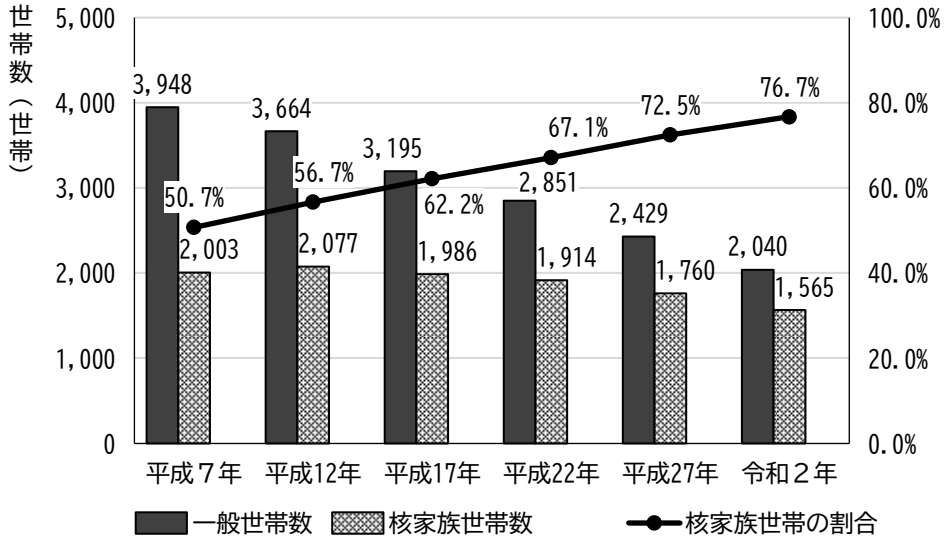

資料：国勢調査

② ひとり親世帯数の推移

母子世帯数は、平成 27 年にかけて割合は増加していますが、令和２年にはわずかに減少がみられます。

父子世帯数は、平成 12 年の 29 世帯をピークに、平成 17 年以降減少に転じ、令和２年に 10 世帯となっています。

有田市の 18 歳未満の世帯に対するひとり親世帯の割合は、平成 27 年にかけて増加していますが、令和２年にはわずかな減少がみられます。

和歌山県および全国の割合と比較すると、有田市のひとり親世帯の割合は和歌山県よりも低い水準となっています。

●18 歳未満世帯員のいる世帯のひとり親世帯数の推移

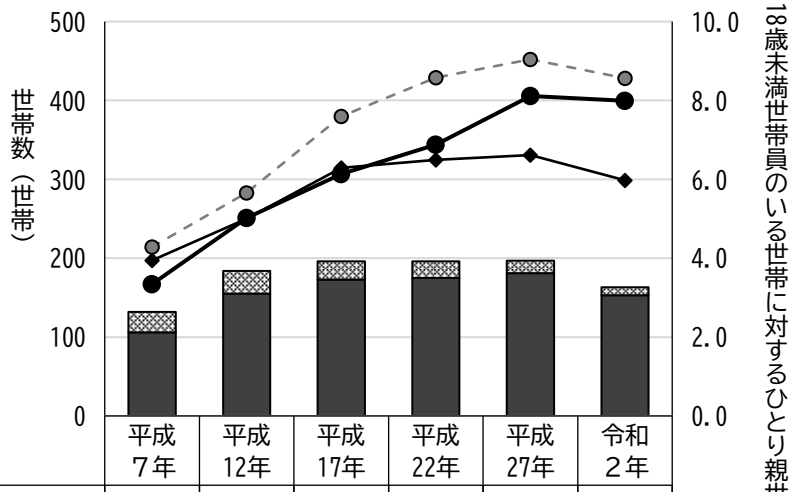

	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
有田市父子世帯数	26	29	23	21	16	10
有田市母子世帯数	106	155	173	175	181	153
有田市ひとり親世帯割合	3.34	5.02	6.13	6.87	8.11	7.99
和歌山県ひとり親世帯割合	4.29	5.66	7.60	8.58	9.04	8.56
全国ひとり親世帯割合	3.95	5.00	6.29	6.49	6.62	5.97

資料：国勢調査

（４）女性の労働力の動向

① 女性の年齢階層別労働力率の推移

本市の女性の労働力率[※1]は、すべての年齢層で平成 22 年から令和２年にかけて増加しています。特に 25～74 歳の労働力率が大きく上昇していることがわかります。

また、75 歳以上の高齢層においても労働力率の増加がみられ、全体的に労働参加の年齢幅が広がっています。

●女性の年齢階層別労働力率の経年比較

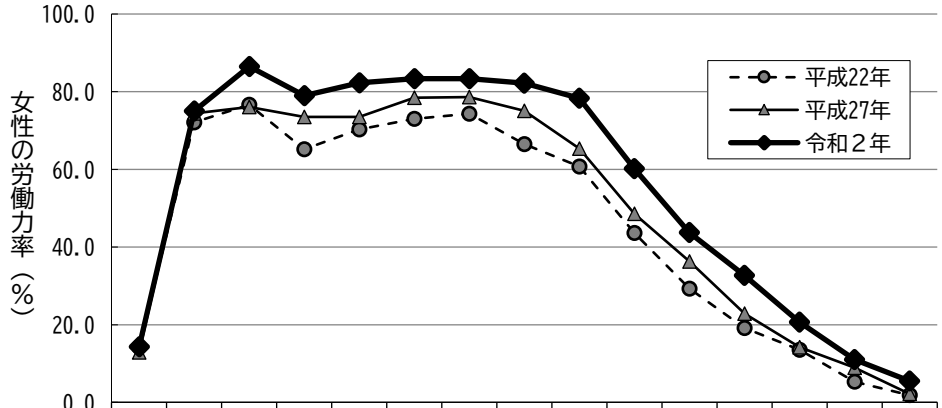

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成22年	14.3	72.1	76.6	65.2	70.3	73.0	74.4	66.5	60.8	43.6	29.2	19.1	13.5	5.3	1.8
平成27年	12.9	74.4	76.1	73.5	73.5	78.5	78.6	75.1	65.3	48.5	36.3	22.8	14.2	8.9	2.1
令和２年	14.3	75.1	86.5	79.0	82.3	83.4	83.4	82.2	78.4	60.2	43.7	32.7	20.7	11.0	5.5

資料：国勢調査

1. 労働力率：労働力人口（就業者と失業者を合わせた人口）を労働力人口と非労働力人口（15 歳以上人口のうち、就業しておらず、かつ就業の意思のない者（専業主婦や学生、定年退職をした高齢者などの合計）で割って算出される指標。
女性の労働力率は、結婚や育児などのライフイベントが重なる 30～34 歳で減少する、いわゆる「M字カーブ」が社会的な課題とされてきました。

② 25～49 歳女性の労働力率の県・全国比較

25～49歳の女性の労働力率について和歌山県や全国と比較すると、ほとんどの年齢層で和歌山県および全国を上回っています。

25～34歳においては概ね全国と同水準で推移しており、結婚や育児などのライフイベントが多い年齢層であるにも関わらず、高い労働力率となっています。また、35歳以上においては、県や全国よりも高い水準となっています。

●25～49 歳女性の労働力率（和歌山県・全国比較）

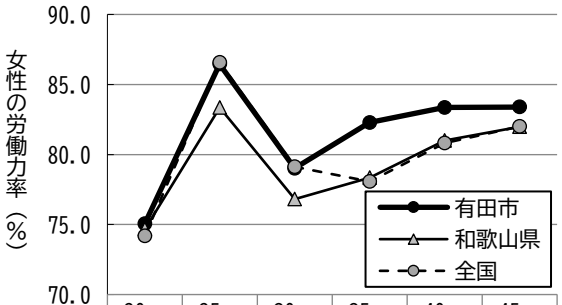

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
有田市	75.1	86.5	79.0	82.3	83.4	83.4
和歌山県	74.7	83.3	76.8	78.3	81.0	82.0
全国	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0

資料：国勢調査（令和２年）

③ 有配偶女性の労働力率

本市の有配偶女性の労働力率は、平成 22 年から令和２年までの間に、すべての年齢層で顕著に上昇しています。

和歌山県および全国と比較すると、20～24歳では県や全国よりも低くなっていますが、25～34 歳では概ね県と同程度の労働力率となっており、35 歳以上では県や全国よりも高くなっています。

●有配偶女性の労働力率（左：経年比較、右：和歌山県・全国比較）

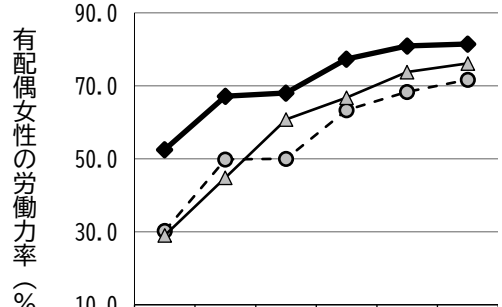

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成22年	30.3	49.8	50.0	63.4	68.4	71.7
平成27年	29.1	44.8	60.8	66.8	73.8	76.2
令和２年	52.5	67.2	68.1	77.3	81.0	81.5

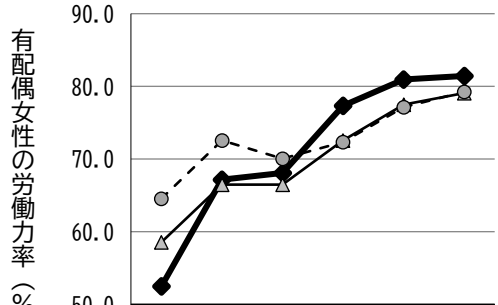

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
有田市	52.5	67.2	68.1	77.3	81.0	81.5
和歌山県	58.6	66.5	66.5	72.6	77.5	79.1
全国	64.5	72.6	70.1	72.3	77.2	79.2

資料：国勢調査（令和２年）

（５）保育所･幼稚園の状況

① 保育所の児童数

宮崎町保育所では、21 人、保田保育所では 128 人、宮原保育所では 137 人、古江見保育所では 51 人、そとはま保育所では 97 人の児童がそれぞれ在園しており、市内全体で 434 人の児童が保育所に在園しています。

●保育所別、児童の年齢別の児童数　（児童数：人）

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	保育所計
宮崎町保育所			2	7	5	7	21
保田保育所	4	14	21	29	24	36	128
宮原保育所	3	21	18	29	26	40	137
古江見保育所		6	7	11	12	15	51
そとはま保育所	2	21	17	17	22	18	97
計	9	62	65	93	89	116	434

令和６年４月現在

② 幼稚園の児童数

ぶっとく幼稚園では 68 人の児童が在園しています。

初島幼稚園は令和６年４月１日から幼稚園型認定こども園に移行し、１歳児からの受け入れを行っています。初島幼稚園では 36 人の児童が在園しており、市内全体では 104 人の児童が幼稚園に在園しています。

なお、ぶっとく幼稚園は令和７年４月１日から幼稚園型認定こども園に移行します。

●幼稚園別、児童の年齢別の児童数　（児童数：人）

	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	幼稚園計
ぶっとく幼稚園			18	31	19	68
初島幼稚園	2	4	11	8	11	36
計	2	4	29	39	30	104

令和６年５月現在

③ 待機児童の状況

前回計画期間中に待機児童数は発生しませんでした。

●待機児童の人数の推移　（待機児童数：人）

	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	４月	10 月	４月	10 月	４月	10 月	４月	10 月	４月	10 月
待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省保育課

２ 現行計画の進捗状況

（１）教育・保育の提供状況

① １号認定（幼児期の教育を受ける教育認定子ども）

１号認定の児童数については、80人台と、横ばいで推移しており、いずれの年度も計画値の範囲内となっています。

●１号認定の児童数　（児童数：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	137	130	120	120	120
実績値	82	85	87	84	42

各年度末（※令和６年度は９月末までの速報値）

② ２号認定（満３歳以上の保育認定子ども）

２号認定の児童数については、令和２年度の 387 人から一貫して減少して推移しており、令和５年度では 304 人となっています。令和２年度は計画値をわずかに上回りましたが、令和３年度以降は計画値の範囲内となっています。

●２号認定の児童数　（児童数：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	380	360	330	320	320
実績値	387	343	320	304	320

各年度末（※令和６年度は９月末までの速報値）

③ ３号認定（満３歳未満保育認定子ども）

３号認定の児童数については、増減はあるものの横ばいで推移しています。
いずれの年度も計画値の範囲内となっています。

●３号認定の児童数　（児童数：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	０歳児	33	33	30	29	27
	１・２歳児	157	157	151	144	138
	合計	190	190	181	173	165
実績値	０歳児	29	24	27	29	25
	１・２歳児	137	146	137	141	148
	合計	166	170	164	170	173

各年度末（※令和６年度は９月末までの速報値）

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 延長保育事業（時間延長保育事業）

延長保育事業（時間延長保育事業）は、保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間を延長して保育を実施する事業です。

令和２年度は計画値通りの 290 人/月となっていますが、令和３年度以降大きく減少し、200 人/月前後の利用状況となっています。

令和６年度からは保田保育所で行う 18：30～19：00 までの保育を延長保育と規定したため、令和６年度の実績値は大きく減少しています。

●延長保育事業（時間延長保育事業）の実施状況　（利用者数：人/月）

利用者数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	290	273	262	253	247
実績値	290	185	200	207	4
計画値比	100.0%	67.8%	76.3%	81.8%	1.6%

※令和６年度は９月末までの速報値

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施する事業です。

低学年の利用状況について、令和２年度から令和４年度は計画値の範囲内での利用状況となっていましたが、令和５年度は計画値を上回る 218 人の利用がありました。

●放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施状況［低学年］　（登録児童数：人）

低学年		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	１年生	96	100	100	78	74
	２年生	80	80	80	65	60
	３年生	65	58	57	59	51
	合計	241	238	237	202	185
実績値	１年生	68	98	79	87	76
	２年生	83	62	75	75	76
	３年生	58	62	44	56	52
	合計	209	222	198	218	204
計画値比	１年生	70.8%	98.0%	79.0%	111.5%	102.7%
	２年生	103.8%	77.5%	93.8%	115.4%	126.7%
	３年生	89.2%	106.9%	77.2%	94.9%	102.0%
	合計	86.7%	93.3%	83.5%	107.9%	110.3%

※令和６年度は９月末までの速報値

高学年の利用状況について、いずれの年度も計画値の範囲で推移していますが、学年別でみると、令和５年度の５年生では計画値を大きく上回る 27 人の利用がありました。

●放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施状況［高学年］　（登録児童数：人）

高学年		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	４年生	50	45	40	40	41
	５年生	21	24	21	19	19
	６年生	14	12	14	12	11
	合計	85	81	75	71	71
実績値	４年生	46	28	37	33	37
	５年生	22	23	16	27	20
	６年生	10	12	12	8	20
	合計	78	63	65	68	77
計画値比	４年生	92.0%	62.2%	92.5%	82.5%	90.2%
	５年生	104.8%	95.8%	76.2%	142.1%	105.3%
	６年生	71.4%	100.0%	85.7%	66.7%	181.8%
	合計	91.8%	77.8%	86.7%	95.8%	108.5%

※令和６年度は９月末までの速報値

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）は、保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

令和４年度まで利用はありませんでしたが、令和５年度に 13 日/年の利用がありました。

●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施状況

（延利用日数：日/年）

延利用日数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	13	12	11	11	11
実績値	0	0	0	13	15
計画値比	0.0%	0.0%	0.0%	118.2%	136.4%

※令和６年度は９月末までの速報値

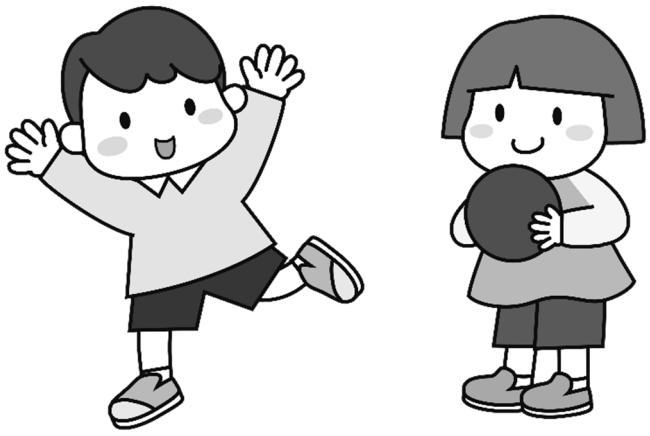

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育てについての相談、子育てに関する情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用は限定的で 7,000 人台/年となっていますが、令和４年度から増加し、令和５年度は計画値に近い 17,655 人/年となっています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況　（延利用者数：人/年）

延利用者数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	20,916	20,717	19,771	18,824	17,978
実績値	7,612	7,684	9,927	17,655	8,678
計画値比	36.4%	37.1%	50.2%	93.8%	48.3%

※令和６年度は９月末までの速報値

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園や保育所等で一時的に預かる事業です。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）は、市内幼稚園で実施しています。それ以外のものについては、そとはま保育所と平成30（2018）年度からは子育て世代活動支援センター Waku Waku で実施しています。

いずれの年度も計画値を大きく上回っており、令和２年度から令和５年度にかけて年間 10,000 人台となっています。

令和６年度の実績値は、初島幼稚園が認定こども園に移行したことにより一時預かりを受けていた子どもが２・３号に移行したため、大きく減少しました。

●幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）の実施状況　（延利用者数：人/年）

延利用者数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	5,500	5,500	5,300	5,300	5,300
実績値	10,290	10,361	10,001	10,829	2,109
計画値比	187.1%	188.4%	188.7%	204.3%	39.8%

※令和６年度は９月末までの速報値

一時預かり事業（幼稚園一時預かり以外）の利用状況は、令和２年度は計画値の範囲内でしたが、令和３年度以降は計画値を上回り、特に令和４年度は計画値を大きく上回る 373 人となっています。

●一時預かり事業（幼稚園一時預かり以外）の実施状況　（延利用者数：人/年）

延利用者数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	220	220	220	220	220
実績値	145	225	373	249	122
計画値比	65.9%	102.3%	169.5%	113.2%	55.5%

※令和６年度は９月末までの速報値

⑥ 病児・病後児保育事業

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

令和２年度の 15 人/年から令和５年度の 158 人/年まで、年度によって利用実績が大きく増加しています。

●病児・病後児保育事業の実施状況　（延利用者数：人/年）

延利用者数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	100	100	100	100	100
実績値	15	78	61	158	84
計画値比	15.0%	78.0%	61.0%	158.0%	84.0%

※令和６年度は９月末までの速報値

⑦ ファミリー･サポート･センター事業

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和３年度から利用がみられ、令和４年度は 57 人/年、令和５年度は 26 人/年となっています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況　（延利用者数：人/年）

延利用者数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	30	50	100	150	200
実績値	0	7	57	26	13
計画値比	0.0%	14.0%	57.0%	17.3%	6.5%

※令和６年度は９月末までの速報値

⑧ 利用者支援事業

待機児童解消や育児不安・育児負担の軽減のため、子どもおよびその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を適切に選択し、円滑に利用できるようサポートする事業です。

利用者支援事業は市内に２か所設置しており、計画通り事業を展開しています。

●利用者支援事業の実施状況　（設置か所数：か所）

設置か所数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	2	2	2	2	2
実績値	2	2	2	2	2
計画値比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑨ 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、身体測定や血液等の検査、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

●妊婦健診事業の実施状況　（延受診回数：回/年）

延受診回数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	3,016	2,972	2,907	2,842	2,777
実績値	2,875	2,415	2,925	1,966	1,034
計画値比	95.3%	81.3%	100.6%	69.2%	37.2%

※令和６年度は９月末までの速報値

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後２か月頃までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境等の把握を行う事業です。

令和２年度から令和５年度の４年間にかけての平均実施率は96.6%となり、高い割合で訪問を実施しています。

●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況　（訪問戸数：件）

訪問戸数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	139	137	134	131	128
０歳児人口	139	124	110	129	98
実績値	122	129	125	109	52
実施率	87.8%	104.0%	113.6%	84.5%	53.0%

※実施率は０歳児人口（各年４月時点）に対する実績値の割合

※令和６年度は９月末までの速報値

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

いずれの年度も 20 件前後で推移しており、計画値を大きく上回る実施状況となっています。

●養育支援訪問事業の実施状況　（延訪問者数：件）

延訪問者数	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	13	13	13	13	13
実績値	23	24	19	20	15
計画値比	176.9%	184.6%	146.2%	153.8%	115.4%

※令和６年度は９月末までの速報値

3 アンケート調査結果の概要について

（１）調査の実施方法と配布・回収状況

●調 査 地 域：有田市内全域
●調査対象者：有田市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
有田市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
●抽 出 方 法：本市在住の対象世帯について全世帯調査
●調 査 期 間：令和６年１月 15 日（月）～令和６年１月 29 日（月）
●調 査 方 法：保育所・幼稚園・小学校を通して配布・回収
未就学児童については郵送配布・郵送回収

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	974 件	465 件	47.7%
小 学 生 児 童	1,232 件	775 件	62.9%
合　　計	2,206 件	1,240 件	56.2%

（参考）前回調査（平成 30（2018）年度調査）

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	1,179 件	800 件	67.9%
小 学 生 児 童	1,300 件	1,041 件	80.1%
合　　計	2,479 件	1,841 件	74.3%

（２）調査結果の抜粋とまとめ

① 母親の就労状況［就学前 問８、小学生 問８］

現在の就労状況についてみると、就学前児童の母親では「フルタイム【週５日・１日８時間程度】」が 35.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月 48 時間以上】」が 28.2%、「専業主婦（夫）または就労していない」が 16.3%となっています。

小学生の母親では、「フルタイム【週５日・１日８時間程度】」が 34.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月 48 時間以上】」が 31.4%、「パート・アルバイト【月 48 時間未満】」が 14.2%となっています。

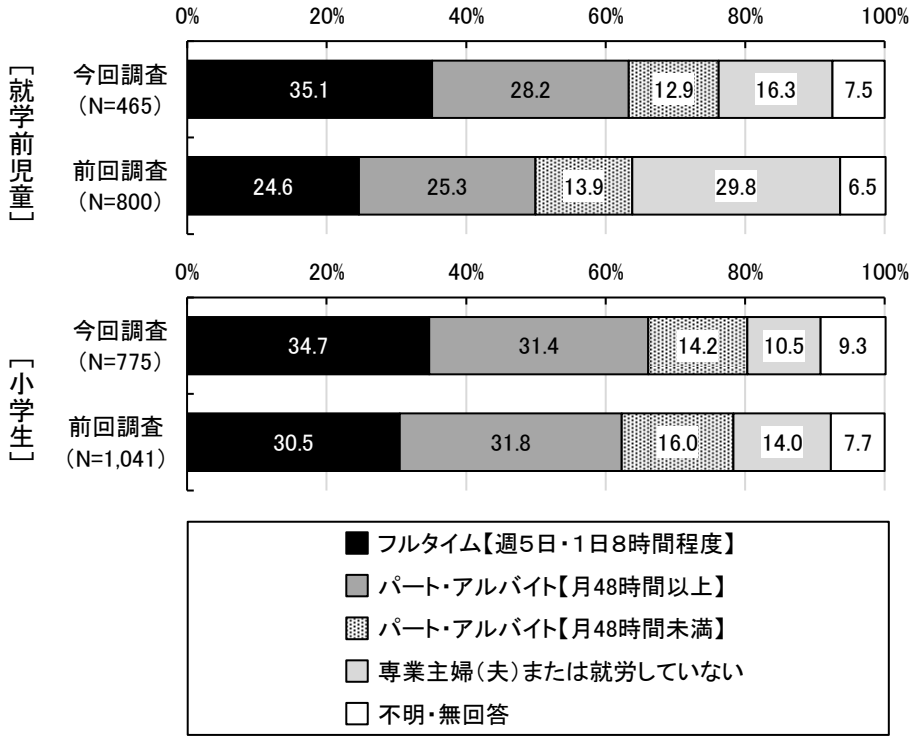

母親の就労状況は、前回調査と比較してフルタイム、パート・アルバイト【月 48 時間以上】の割合が未就学児童、小学生ともに高くなっており、特に就学前児童の母親のフルタイム就労の割合は 10.5 ポイント高くなっており、両親ともにフルタイム就労している家庭の割合が高くなっています。

② お子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したい事業［就学前 問 16］

お子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業についてみると、「保育所」が 71.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が 37.4%、「幼稚園」が 31.0%となっています。

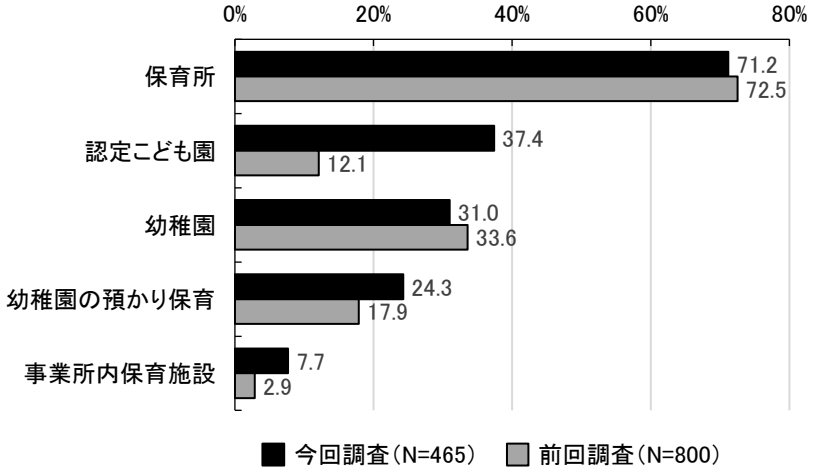

※上位５項目を抜粋

③ 認定こども園に希望すること［就学前 問 15］

認定こども園に希望することについてみると、「病児保育事業の実施」が 53.3%と最も高く、次いで「一時預かり保育の実施」が 51.2%、「育児相談等子育て支援機能の充実」が 43.4%となっています。

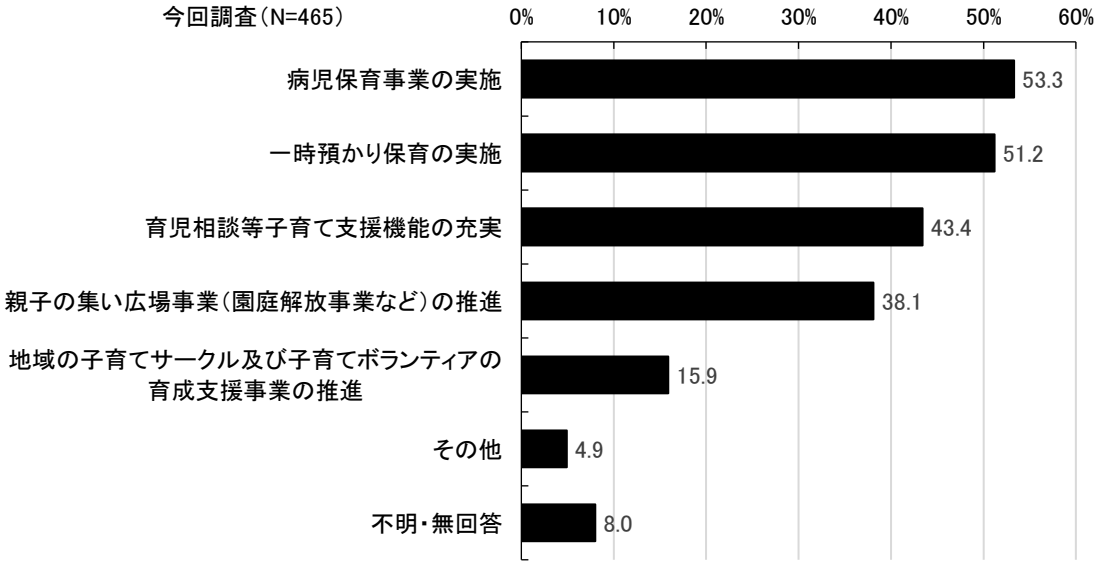

※割合の高いものから並び替え

平日の教育・保育事業として利用したい事業として、依然「保育所」が高い割合となっているものの、「認定こども園」が前回調査よりも 25.3 ポイント増加しており、認定こども園の認知度が高まってきたことがうかがえます。

また、認定こども園に希望することとして、「病児保育事業」や「一時預かり保育」など、普段の保育事業に加えて、病気の際や急な用事などでも同様の環境下で子どもを保育してもらえるような環境を望んでいることがわかります。

子どもが病気等の際に仕事を休んで対応した方

④ 病児保育室「きらりん」の利用意向［就学前 問 22（１）］

病児保育室「きらりん」の利用意向についてみると、今回調査では「利用したいとは思わなかった」が 72.9%、「できれば利用したかった」が 24.8%となっています。

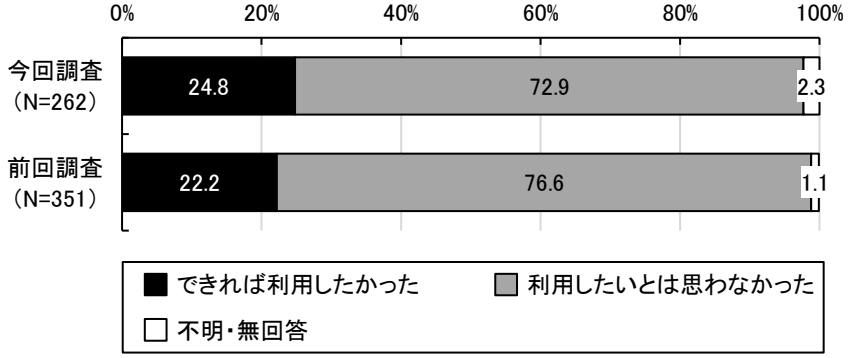

病児保育室「きらりん」を利用したいと思わなかった方

⑤ 病児保育室「きらりん」を利用したいと思わなかった理由

［就学前 問 22（２）］

病児保育室「きらりん」を利用したいと思わなかった理由についてみると、「自分が子どものそばにいて看病したい」が 49.7%と最も高く、次いで「親が仕事を休んで対応する」が 41.9%、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が 40.8%となっています。

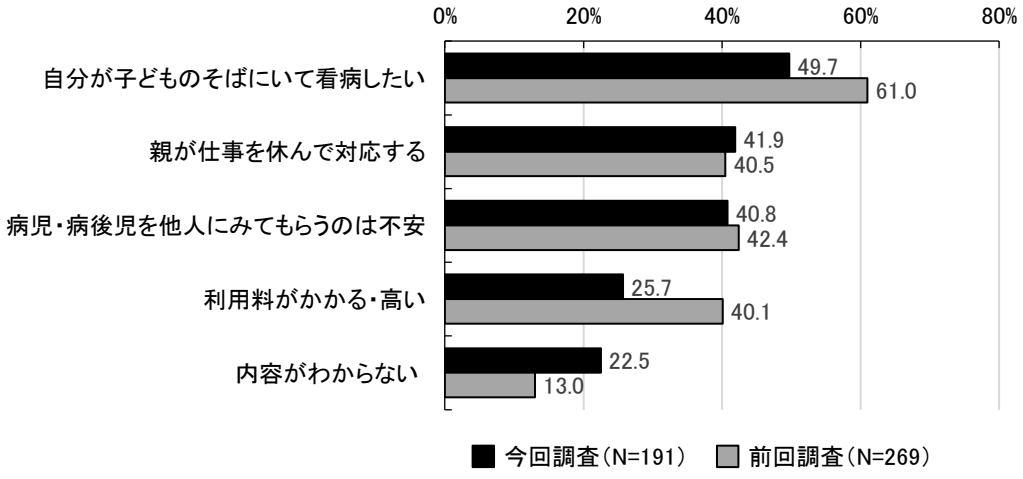

※上位５項目を抜粋

⑥ 一時預かり等の利用意向［就学前 問 24］

一時預かり等の利用意向についてみると、今回調査では「利用する必要はない」が 55.3%、「利用したい」が 31.8%となっています。

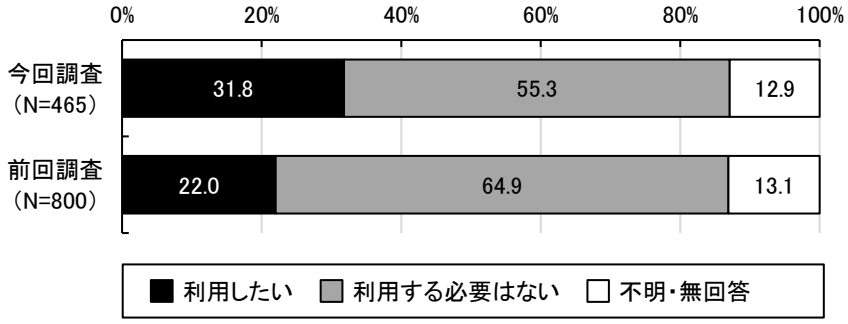

病児保育室「きらりん」の利用意向は、前回調査と同水準となっています。一方、一時預かりについては、前回調査よりも利用希望が 9.8 ポイント高くなっています。

病児保育室「きらりん」の利用を希望しない理由として、「自分が子どものそばにいて看病したい」「親が仕事を休んで対応する」「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」といった項目が前回調査と同様に高くなっていますが、割合は少ないものの「内容がわからない」が 9.5 ポイント高くなっていることには注意が必要です。

病児保育事業は、病気という急を要する状況で利用するため、事前に事業内容を把握しにくい側面があり、子どもとその家庭の立場に立って、サービス内容をわかりやすく説明し、利用しやすい環境を整えることが重要です。

⑦ こども誰でも通園制度の利用意向［就学前 問 14］

こども誰でも通園制度の利用意向についてみると、「わからない」が 34.6%と最も高く、次いで「利用したい」が 30.8%、「利用したいとは思わない」が 8.8%となっています。

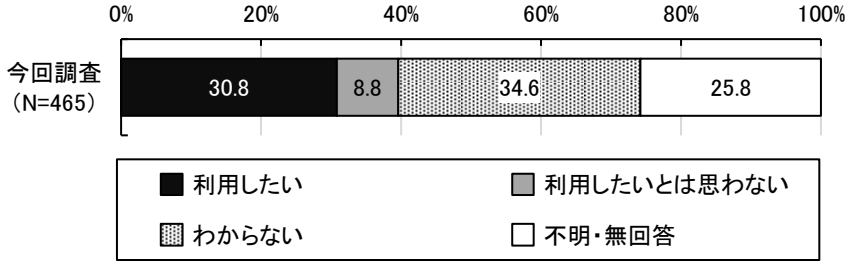

こども誰でも通園制度については、調査時点では制度の全体像が未確定であったため、「わからない」「不明・無回答」が高くなっているものの、「利用したい」も 30.8%と一定の利用意向があることがうかがえます。

⑧ あなたが児童虐待だと感じるもの［就学前 問 42、小学生 問 31］

児童虐待だと感じるものについてみると、就学前児童では「子どものいる所で配偶者や他の家族に暴力を振るう」が 87.3%と最も高く、次いで「子どもが宿題をやらないので、夕飯を抜きにする」が 85.4%、「予防接種や健診を受けさせない」が 75.3%となっています。

小学生では「子どものいる所で配偶者や他の家族に暴力を振るう」が 83.4%と最も高く、次いで「子どもが宿題をやらないので、夕飯を抜きにする」が 81.0%、「言葉による脅かしや脅迫をする」が 69.5%となっています。

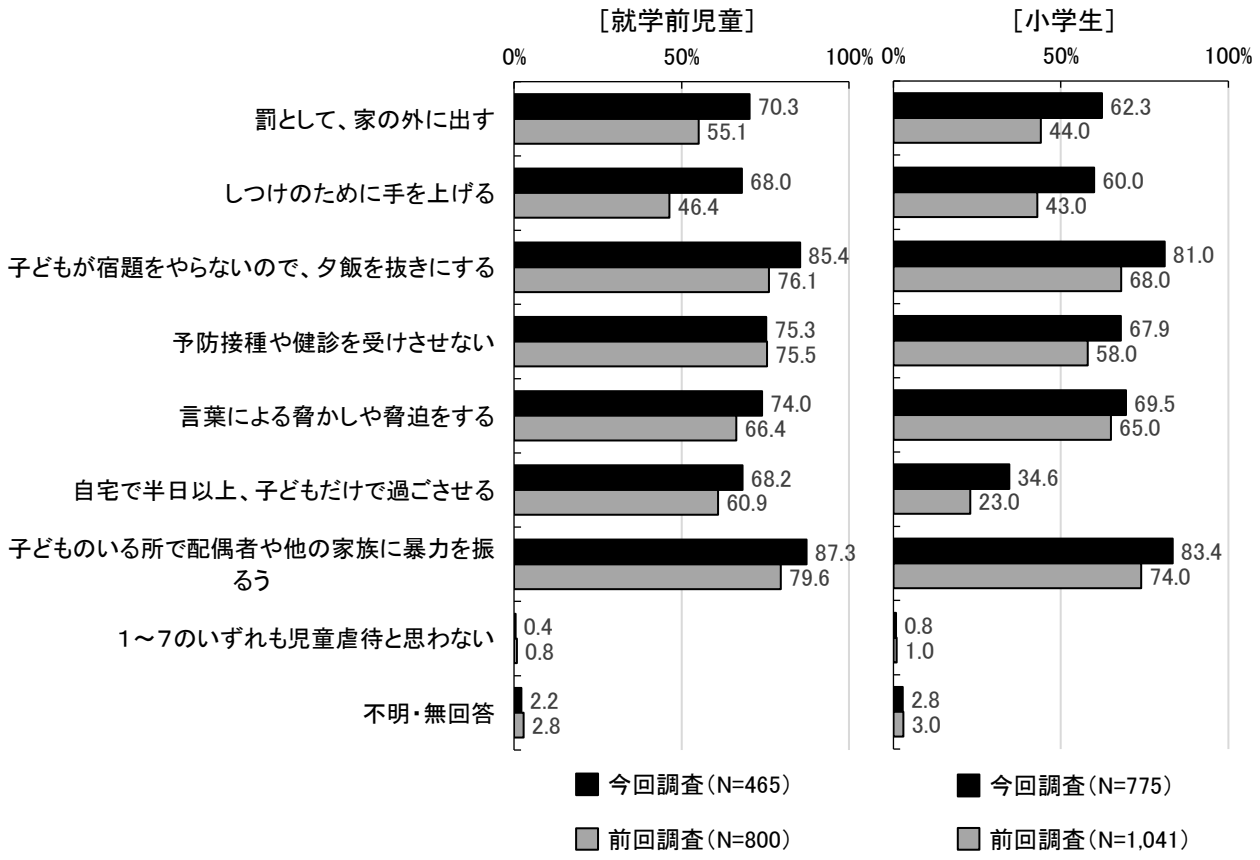

児童虐待だと感じるものについて、「予防接種や健診を受けさせたくない」「いずれも児童虐待と思わない」を除くすべての項目について前回調査を上回っています。また、小学生よりも未就学児童の方が高い割合となっていることから、虐待についての周知・啓発が進んでいることがうかがえます。

⑨ 有田市が子育てしやすいまちだと思うか［就学前 問 44、小学生 問 32］

有田市が子育てしやすいまちだと思うかについてみると、就学前児童では「どちらかと言えば思う」が 48.6%と最も高く、次いで「思う」が 21.1%、「どちらかと言えば思わない」が 12.9%となっています。

小学生では「どちらかと言えば思う」が 42.7%と最も高く、次いで「どちらかと言えば思わない」が 19.4%、「わからない」が 14.3%となっています。

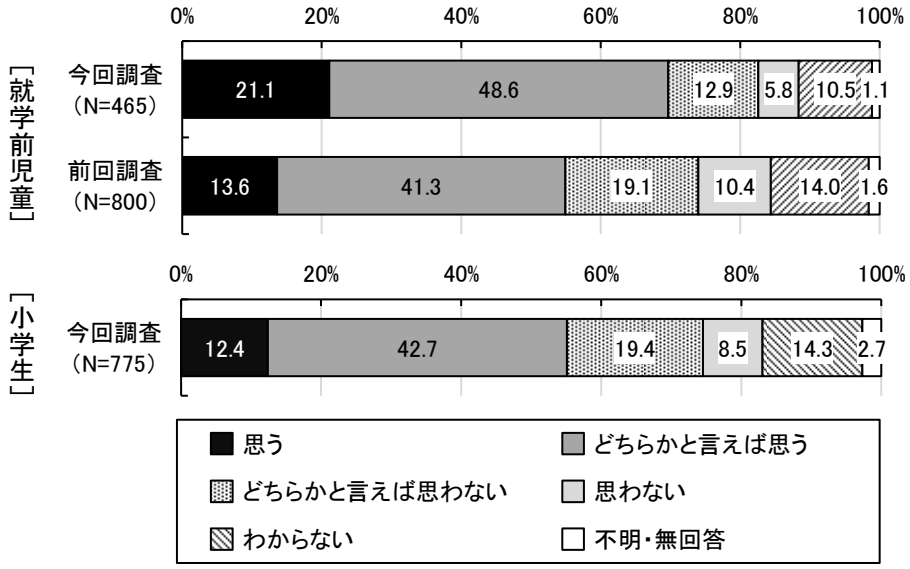

子育てしやすいまちだと思うかについては、就学前児童においては『子育てしやすいまちだと思う』（「思う」「どちらかと言えば思う」の合計）が前回調査と比較して 14.8 ポイント高くなっており、子育てしやすいと思う保護者が増えています。

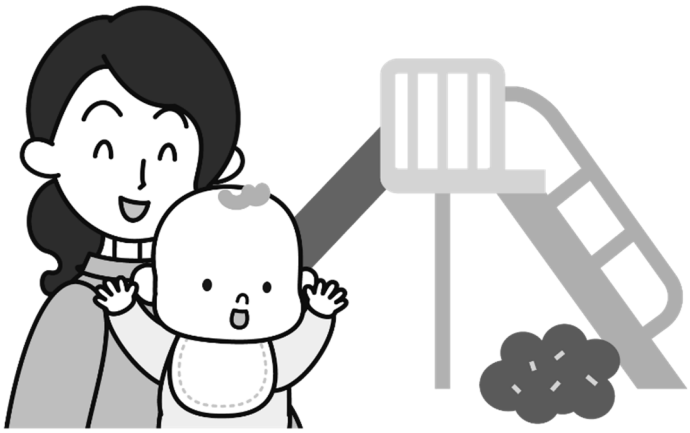

⑩ もっと子育てしやすいまちとなるために重要なこと［就学前 問 45、小学生 問 33］

有田市が、今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要なことについてみると、就学前児童では「子育てにおける経済的負担の軽減」が 64.9%と最も高く、次いで「遊び場（公園や施設）の充実」が 45.8%、「仕事と生活の調和」が 31.2%となっています。

小学生では「子育てにおける経済的負担の軽減」が 63.6%と最も高く、次いで「遊び場（公園や施設）の充実」が 46.5%、「子育てのための安心、安全な環境整備」が 29.9%となっています。

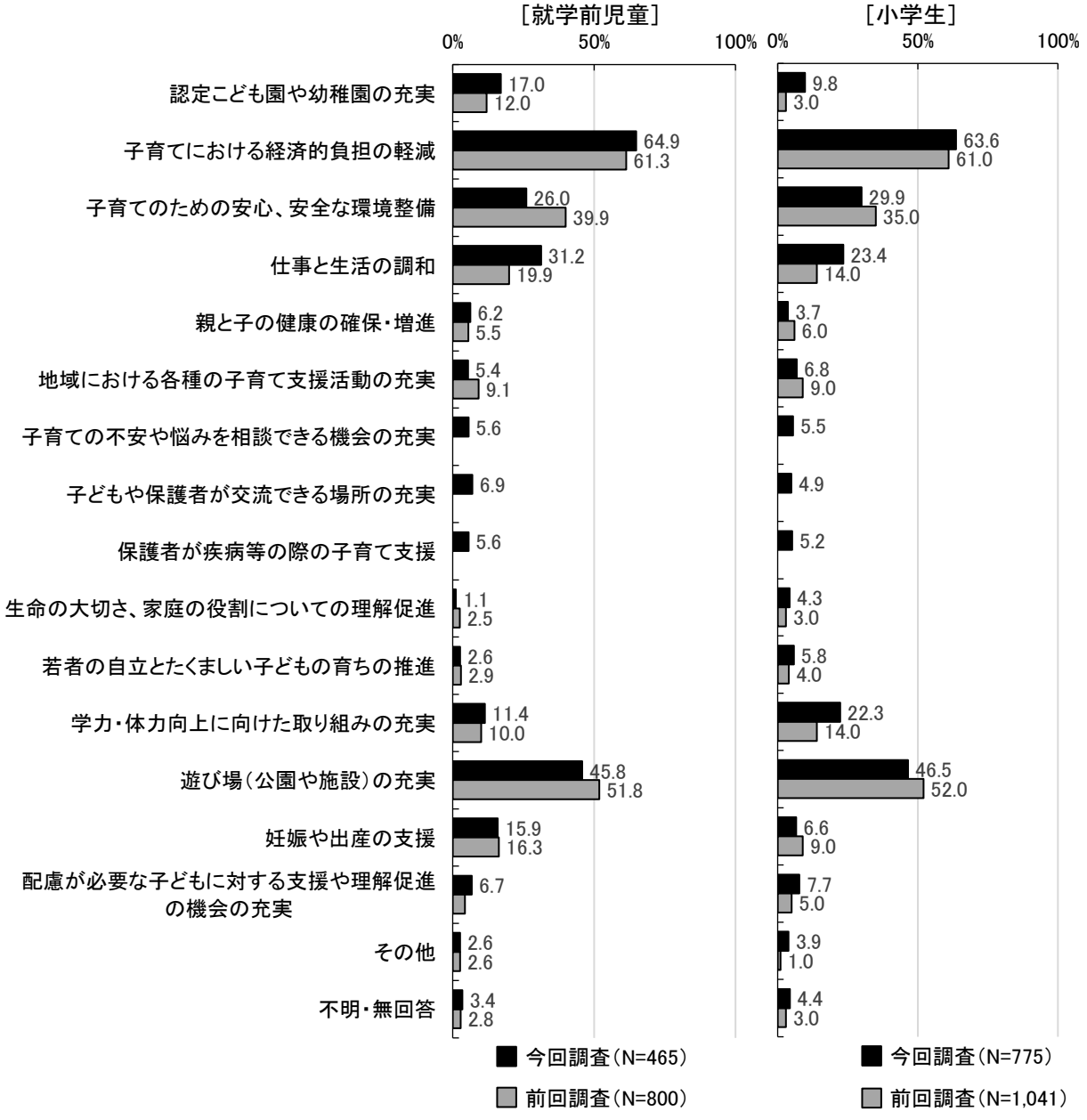

もっと子育てしやすいまちとなるために重要なこととして、「子育てにおける経済的負担の軽減」は前回調査と同様最も高く、「仕事と生活の調和」においては著しく増加しています。現代の家庭が直面する経済的および仕事と家庭の両立に対する課題が浮き彫りになっています。

また、「認定こども園や幼稚園の充実」や「遊び場の充実」へのニーズも依然として高く、これらのインフラ整備の重要性がうかがえます。

4 前回計画の主な取り組みの振り返り

（１）基本的な視点に基づく振り返り

◆◇◆　基本的な視点　◆◇◆

視点１　すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

視点２　子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

視点３　すべての人が共に子ども・子育てに関われる環境づくり

視点1　すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりに向けて、質の高い教育・保育環境の実現、多様な保育サービスの展開、児童生徒の健全育成、障害児支援の充実等を推進してきました。これらの取り組みを通して、市立保育所の施設整備や私立幼稚園の認定こども園への移行、保育士・教諭の専門性向上により、子どもたちの成長を支える基盤が整備されました。

また、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育など、多様なニーズに応える保育サービスを実施しています。さらに、スクールカウンセラーの配置や特別支援教育の充実、不登校対策など、多角的なアプローチで子どもたちの健全育成を支援してきました。一方で、保育士確保の難しさなどの課題がみられています。

今後は、これらの成果と課題を踏まえつつ、施設の適正配置と老朽化対策、幼小連携のさらなる強化、多様な保育ニーズへの継続的な対応を進めるとともに、切れ目のない障害児支援体制の強化や医療的ケア児への支援体制整備等を図ることが重要です。

視点2　子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくりに向けて、妊娠・出産・子育て支援の充実、乳幼児の健康維持と子育て支援の拡充、子育て世帯への経済的支援の拡大等を推進してきました。

これらの取り組みを通して、助産院の開設や産後ケア事業の利用増加、出産前後の支援体制の強化が図られました。また、乳幼児健康診査の高い受診率を維持することで、子どもの健康管理と早期発見・早期支援の体制を整えています。さらに、幼児教育・保育の無償化の実施により経済的な負担軽減が図られ、より多くの家庭が子育ての喜びを実感しやすい環境づくりを進めてきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での活動や集団での取り組みに制限が生じ、子育ての喜びや楽しさを共有する機会の減少も見られました。

今後は、これらの成果と課題を踏まえつつ、こども家庭センターの設置による支援体制の強化を進め、子育ての喜びや楽しさを一層実感できる環境づくりに取り組むとともに、父親の育児参加支援の強化や産後ケア事業の充実、食育の推進等を図ることが重要です。

視点3　すべての人が共に子ども･子育てに関われる環境づくり

すべての人が共に子ども・子育てに関われる環境づくりに向けて、仕事と生活の調和の実現、男女共同参画の推進、ひとり親家庭への支援、地域との連携等を推進してきました。

これらの取り組みを通して、企業に対する育児休業や子どもの看護休暇等の制度導入の啓発が進み、子育てしやすい就労環境の整備が推進されました。また、第４次有田市男女共同参画プランの策定や多様な層を対象とした啓発活動により、性別に関わらず子育てに参画できる環境づくりが進められています。さらに、ひとり親家庭への多様な支援や地域ふれあいルームとの一体的な取り組みなど、多様な家族形態や地域全体で子育てを支える環境整備が図られました。

一方で、固定的な性別役割分担意識の改善には進展がみられるものの、さらなる意識改革が必要であることが明らかになりました。

今後は、これらの成果と課題を踏まえつつ、地域の子育て支援ネットワークの強化を図り、地域の子育てサークルや認定こども園、保育所、幼稚園、学校などと連携し、子育て世帯同士が交流できる場や機会の提供を続けることなどにより、すべての人が共に子ども・子育てに関われる環境を充実させることが重要です。

（２）基本目標ごとの振り返り

基本目標１　子どもが様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

子どもが様々な力を育み、健やかに育つことができる環境づくりに向けて、（１）乳幼児期の教育・保育環境の充実と学齢期までの切れ目のない支援（２）多様な保育ニーズに対応したサービスの提供（３）児童生徒の健全育成の推進（４）障害のある子どもと家庭への支援という４つの方針を掲げ、取り組みを推進しました。

［成果］

○施設整備や認定こども園への移行、保育士・教諭の専門性向上により、質の高い教育・保育環境が実現されました。また、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育など、多様な保育サービスが展開され、利用者数も安定的に推移しています。

○児童生徒の健全育成においては、スクールカウンセラーの配置や特別支援教育の充実、不登校対策など、多角的なアプローチで支援が行われました。

○障害児支援では、切れ目のない支援体制の構築、児童発達支援事業の充実、医療的ケア児への支援体制整備など、包括的な支援が実現されています。

［課題］

●少子化による入所児童数の減少と３歳未満児の増加への対応、保育士確保の困難さ、学童保育事業における地域ふれあいルームとの一体的な取り組み、子育て短期支援事業における課税世帯の利用負担軽減などに課題がみられています。

●発達障害等に関する知識を有する専門員による巡回支援として、市内保育所での定期的なカンファレンスを行っていますが、幼稚園でのカンファレンスが定着しておらず、発達障害の早期発見・早期対応ができる体制の充実が必要です。

［今後の方向性］

施設の適正配置と老朽化対策、幼小連携のさらなる強化、多様な保育ニーズへの継続的な対応、感染症対策と両立可能な事業実施方法の確立、障害児支援における「縦」と「横」の連携強化などが求められます。

社会情勢の変化や個別のニーズに柔軟に対応しながら、有田市の子どもたちにより良い育ちの環境を提供し続けることが重要です。

基本目標２　誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向けて、（１）生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実（２）子どもの健やかな成長に向けた支援（３）子育てにかかる経済的負担の軽減（４）ひとり親家庭等への自立支援（５）子育て情報の提供の充実（６）健康な心身を育てる食育の推進の６つの方針を掲げ、取り組みを推進しました。

［成果］

○助産院の開設により地域での妊産婦の相談支援の場が充実し、産後ケア事業の利用が増加したことで、産後の母親の不安軽減と心身のケアが充実しました。

○乳幼児健康診査の高い受診率を維持したことにより、子どもの健康状態の早期把握と適切な支援につながりました。

○幼児教育・保育の無償化を実施したことで、子育て世帯の経済的負担が軽減され、より多くの子どもが教育・保育を受ける機会が増えました。

○子育て世代包括支援センターでの相談対応を充実させたことにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制が強化されました。

○こども家庭センターを設置したことで、児童福祉と母子保健に関し包括的な支援を行う体制づくりが強化されました。

［課題］

●新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での支援や交流の機会が減少し、オンラインでの代替措置が必要となりました。

●支援につながりにくいケースへの対応が課題となっており、早期発見・早期支援の重要性を周知し、相談しやすい環境づくりが求められています。

●ひとり親家庭への支援においては、自立支援給付金や養育費確保支援事業の利用実績が低いことが課題であり、制度の周知不足や利用のハードルの高さが原因として考えられ、改善が必要です。

●食育の推進においては、感染症の影響により事業実施が制限されたため、オンラインや小規模での実施など、新しい形での食育活動の展開が求められています。

［今後の方向性］

父親の育児参加支援の強化、産後ケア事業の充実、予防接種のデジタル化推進、児童手当の拡充、ひとり親家庭支援の充実、こども家庭センターの設置による支援体制の強化を図ります。

また、食育の推進については、感染症対策を講じつつ、地域の食生活改善推進協議会との連携を通じて、食生活の知識や食文化の伝承を継続的に促進することが求められています。

特に、デジタル化の推進や関係機関との連携強化、医療体制の充実、経済的支援の拡充など、より包括的で持続可能な支援体制の構築が今後の焦点となっています。これらの施策を通じて、子育て世帯の負担軽減と子どもの健やかな成長を支える環境整備が重要となります。

基本目標３　子育てを見守り、支え合う地域社会をつくる

子育てを見守り、支え合う地域社会づくりに向けて、（１）子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり（２）地域の子育て支援の充実（３）児童虐待防止対策の充実（４）子どもたちが安心して生活できる環境づくりの推進（５）子どもの生きる力の育成（６）ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実の６つの方針を掲げ、取り組みを推進しました。

[成果]

○子育て世代活動支援センターや児童館の利用者増加、学校運営協議会の質の向上、地域での見守り活動の強化など、地域全体で子育てを支援する体制を整備しました。

○新都市公園「BIG SMILE PARK」の整備や既存公園を継続して適切に管理することで、子どもの遊び場や家族の憩いの場の充実を図りました。

○教育面では、学力向上対策や道徳教育の推進、ジュニアリーダー育成など、子どもの健全な成長を支援する取り組みを実施しまた。

○男女共同参画の推進や企業への啓発活動を通じて、子育てしやすい就労環境の整備にも取り組んできました。

[課題]

●新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業で活動制限や変更を余儀なくされました。

●少子化や子どもの習い事の多様化による参加者減少傾向もみられ、特にスポーツ教室などで顕著でした。

●施設面では、新設公園の駐車場不足や既存公園の浸水被害対策など、ハード面での課題があがっています。

●保育所再編や学校統合に伴う適切な施設配置と跡地活用の検討も課題となっています。

●固定的な性別役割分担意識の改善や、より効果的な企業への啓発手法の開発なども、継続的に取り組むべき課題です。

[今後の方向性]

各種支援事業の継続実施を基本としつつ、一部事業の内容充実や拡大を図ります。

中学校統合に伴う体育施設の効率的な運用、家庭訪問支援事業の対象家庭拡大、コミュニティ・スクールを通じた学校と地域の連携強化が重要となります。

社会情勢の変化や地域のニーズに応じて、オンラインを活用した啓発活動など新たな手法の積極的な導入の検討が求められています。

第3章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

子育ての喜びが人と人を結びつけ
子育て文化を創造するまち　ありだ

本市では、『子育ての喜びが人と人を結びつけ　子育て文化を創造するまち　ありだ』を基本理念として掲げ、その実現に向けて子育て家庭への包括的な支援を推進してまいりました。

子どもたちは、私たちの地域の宝であり、未来への希望です。この大切な子どもたちを育むことは、持続可能な地域社会を築く上で不可欠な要素となります。家庭における子育ての喜びを社会全体で分かち合い、支え合うことで、より豊かな子育て文化が醸成されていきます。

本計画では、これまでの理念と成果を継承しながら、さらなる進化を目指します。子ども一人ひとりの個性と権利を尊重し、健やかな成長を支えるため、家庭、地域社会、企業、行政等の多様な主体が緊密に連携します。そして、すべての子どもたちの最善の利益が実現される、温かで活力あるまちづくりを推進していきます。

この理念のもと、質の高い教育・保育の提供、切れ目のない子育て支援、地域全体での子育て見守り体制の構築、さらには仕事と子育ての両立支援など、包括的な取り組みを着実に進めてまいります。

２ 基本的な視点

視点１　妊娠期から青年期までの切れ目のない支援の視点

妊娠期から青年期に至るまでの各段階において、子どもの成長と発達に応じた適切な支援を途切れることなく提供することが重要となります。

健康、教育、福祉などの分野を横断的に連携させ、一人ひとりの子どもの個性や特性に配慮しながら、継続的かつ一貫性のある支援を行うとともに、特別なニーズを持つ子どもや家庭に対して、個別的な支援計画を策定し、きめ細やかな対応を行うことで、すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の実現を目指します。

視点２　多世代協働による地域ぐるみの子育て支援の視点

子育ては家庭において第一義的な責任を担うものの、同時に地域社会全体で支えていくことが求められています。世代を超えた交流や協力を通じて、子育ての喜びや課題を共有し、互いに支え合う関係性を構築することが重要です。

地域の様々な資源や人材を活用し、子育て支援の幅を広げるとともに、より豊かで多様な子育て環境の整備を図ります。また、男女共同参画の視点を取り入れ、性別に関わらず誰もが子育てに参画できる社会の実現を目指します。

視点３　社会変化に対応する持続可能な子育て環境整備の視点

現在顕在化している諸課題だけでなく、将来的な社会変化も見据えた持続可能な施策の展開が重要となります。

テクノロジーの進歩や働き方の多様化など、社会の変化に応じて支援のあり方を柔軟に見直していく必要があります。また、人口動態の変化や環境問題など、長期的な課題にも目を向け、持続可能性も考慮し、効率的かつ効果的な事業運営を行うことで、将来にわたって質の高い子育て支援を提供し続けることを目指します。

３ 基本目標

基本目標１　多様なニーズに応える子育て支援・保育サービスの充実

保育・教育の基盤整備を推進し、施設の充実と人材育成を進めるとともに、経済的負担の軽減を図ることで、すべての子どもたちに平等な機会を提供します。また、多様な家庭のニーズに応えるため、柔軟で幅広い保育サービスを拡充し、就学前から学童期まで切れ目のない支援体制を充実させます。

さらに、地域における子育て支援を強化し、子育て家庭の交流や相互支援の機会を増やすことで、地域全体で子育てを支える環境づくりを目指します。

多様な媒体を活用し、より効果的な情報提供と相談支援体制の充実を図り、子育て家庭が必要な情報やサービスに容易にアクセスできる環境を整備します。

基本目標２　健やかな成長を支える母子保健・医療の充実

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に向けて、包括的な妊娠・出産支援、出産環境の整備、経済的支援、不妊に悩む夫婦への支援の強化を図ります。

乳幼児の健康を守るため、定期的な健康診査や予防接種、栄養指導、食育の推進を通して、子どもの健やかな成長を促すとともに、すべての子育て家庭に寄り添えるよう、訪問支援事業を拡充し、きめ細かなサポートを行います。

医療面では、小児医療の充実と医療費助成制度の拡充を図り、子育て家庭の経済的負担を軽減します。特に、医療的ケアを必要とする子どもとその家族への支援を強化します。

基本目標３　個性を尊重し可能性を育む教育・発達支援の強化

就学前から小学校にかけての円滑な接続と連携を促進するとともに、学力向上や道徳教育の推進、不登校対策など、総合的な教育支援を強化します。特別支援教育と障害児支援においては、インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のある児童の受け入れ体制の充実や経済的支援、相談支援体制の拡充を図り、すべての子どもたちに平等な機会を提供します。

発達支援サービスでは、児童発達支援事業や放課後等デイサービスの充実により、子どもの特性に応じた適切な支援を提供するとともに、親子参加型プログラムの実施を通じて家族全体での成長を支援します。さらに、家庭支援と相談サービスの強化により、保護者の不安解消と子育て力の向上を図り、各家庭や保育施設等での個別のニーズに柔軟に対応します。

これらの取り組みを通じて、教育・発達支援の質を向上させ、すべての子どもたちの可能性を最大限に引き出せる環境づくりを推進します。多様な媒体を活用した効果的な情報提供により、子育て家庭が必要なサービスにつなぐことができる体制を整備するとともに、定期的な評価と改善を行うことで、社会の変化や新たなニーズに柔軟に対応できる持続可能な支援体制を構築します。

基本目標４　すべての家庭に寄り添う経済的支援と生活支援の充実

児童・家庭への経済的支援を強化し、子育て世帯全般への支援に加え、特にひとり親家庭や低所得世帯に対する重点的な支援を行うことで、子どもの成長に必要な環境を整え、教育機会の格差縮小を目指します。同時に、生活支援・自立支援の充実を図り、生活困窮家庭に対しては一時的な支援にとどまらず、自立に向けた継続的なサポートを提供します。特に、ひとり親家庭に対しては、生活の安定と自立促進のための総合的な支援を行います。

さらに、相談・総合支援サービスの拡充に努め、各家庭の状況に応じた適切な支援を提供するため、相談体制を強化し、様々な支援サービスをワンストップで提供できる体制を構築します。これらの支援策を有機的に連携させることで、経済的困難を抱える家庭が適切な支援にアクセスしやすい環境を整備します。

同時に、支援の実効性を高めるため、定期的な評価と改善を行い、社会経済状況の変化に柔軟に対応できる支援体制を維持します。これらの取り組みを通じて、すべての子どもたちが経済的な理由で夢や可能性を諦めることなく、健やかに成長できる環境づくりを目指します。

基本目標５　地域における子育て環境の充実と安全確保

地域全体で子どもの成長を見守り、安全で健やかな育ちを支える環境づくりを目指し、子どもたちが多様な体験を通じて社会性や創造性を育むことができるよう、地域交流や体験活動の機会を充実させます。同時に、学校と地域の連携を深め、コミュニティ・スクールの活用や子どもの居場所づくりを推進することで、地域ぐるみの教育支援体制を構築します。

子どもの安全確保に向けては、防犯・防災対策の強化とともに、通学路や公共施設の安全性向上に努めます。また、要保護児童への対応や児童虐待防止に注力し、すべての家庭に対する相談支援体制を充実させることで、問題の早期発見・早期対応を図ります。

さらに、子育てと仕事の両立支援や男女共同参画を推進し、企業や地域団体との協働を通じて、子育てしやすい地域社会の形成を目指します。これらの取り組みを総合的に推進しながら、社会の変化に応じて柔軟に施策を見直すことで、持続可能な子育て支援体制の構築に努めていきます。

4 施策の体系

基本理念「子育ての喜びが人と人を結びつけ　子育て文化を創造するまち　ありだ」の実現に向け、基本的な視点を踏まえつつ、５つの基本目標に沿って計画を体系的に推進します。

基本理念	基本目標	具体項目
子育ての喜びが人と人を結びつけ　子育て文化を創造するまち　ありだ	基本目標１ 多様なニーズに応える 子育て支援・保育サービスの充実	保育・教育基盤の整備 多様な保育サービスの提供 地域における子育て支援 子育て情報提供・相談支援
	基本目標２ 健やかな成長を支える 母子保健・医療の充実	妊娠・出産支援 乳幼児の健康支援 子育て家庭への訪問支援 育児支援 医療サービスの充実
	基本目標３ 個性を尊重し可能性を育む 教育・発達支援の強化	教育支援 特別支援教育と障害児支援 発達支援サービス 家庭支援と相談サービス 教育・保育施設への訪問・巡回支援
	基本目標４ すべての家庭に寄り添う 経済的支援と生活支援の充実	児童・家庭への経済的支援 生活支援・自立支援
	基本目標５ 地域における 子育て環境の充実と安全確保	地域交流・体験活動 教育支援・青少年育成 子どもの安全確保 児童福祉・家庭支援 社会環境整備・地域連携

第4章 施策の展開

基本目標1 多様なニーズに応える子育て支援･保育サービスの充実

施策１ 保育・教育基盤の整備

施策の方向　子どもの育ちを支える保育・教育を推進します。

宮原地区での認定こども園の建設をはじめ、市内の東西エリアにおける適正な施設配置を段階的に実施します。

増加傾向にある３歳未満児の保育ニーズへの対応や、保育士の確保による待機児童ゼロの維持など、地域の実情に応じた保育サービスの提供に努めます。さらに、各種研修の実施や和歌山県との連携により、保育の質の向上と人材育成を継続的に推進します。

また、国の制度に基づく幼児教育・保育の無償化を着実に実施することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを目指します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
1	保育所の整備・幼保一元化の検討	宮原保育所の整備および宮原地区への認定こども園建設を実施します。「有田市立保育所再編基本計画」に基づき、東側エリアの整備と並行して西側エリア全体の適正配置を決定し、順次整備を行います。また、保育所の老朽化に対応し、適宜施設や設備の更新を図り、保育環境の充実に努めます。	こども課
2	教育・保育を担う人材の育成	質の高い施設運営・保育の実現のため、県教育庁による合同研修、専門研修、救命講習等の各種研修への参加を推進します。また、信愛大学との連携による研修や和歌山県の支援訪問を活用し、保育の質向上と人材育成に取り組みます。	こども課
3	教育・保育提供体制の確保	人口減少・少子化の中でも増加傾向にある３歳未満児の保育ニーズに対応できる体制を維持します。保育士の確保に努め、待機児童ゼロを継続するとともに、保護者の就労状況に応じた広域保育の調整・実施します。	こども課
4	幼児教育・保育の無償化	国の制度に基づき、３歳～５歳児の保育料等の無償化、０歳～２歳児の住民税非課税世帯への保育料無償化を実施します。また、低所得世帯や第３子以降の子どもへの副食費免除・補助を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	こども課

施策２　多様な保育サービスの提供

施策の方向　子育て家庭を支えるため、保育サービスの充実を目指します。

保護者の就労形態の多様化や社会情勢の変化に伴う様々な保育ニーズに対応するため、各保育サービスを継続して提供します。また、学童保育による就学児童の放課後の居場所づくり、ファミリー・サポート・センター事業を通じた地域での支え合いの促進、子育て短期支援事業による養育支援など、地域全体で子育て家庭を支える体制を整備します。

さらに、保育所ふれあい保育の実施により、在宅で子育てをする家庭の支援と交流促進を図ります。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
5	延長保育事業	多様化する保育ニーズに対応するため、保育所において保育時間を超える時間帯の保育を実施します。 保護者の就労状況等に応じて、必要な子どもに適切な保育環境を提供し、安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを推進します。	こども課
6	一時預かり事業（幼稚園以外）	保田保育所および子育て世代活動支援センターWaku Waku において、以下の一時預かりを実施します。 ・保田保育所：幼稚園や保育所に入園していない乳幼児（生後６か月以上）を持つ保護者の冠婚葬祭や急な用事、病気などの際の一時預かり ・Waku Waku：子育て中の保護者のリフレッシュや用事のための一時預かり 両施設で相互に連携し、地域の一時預かりニーズに柔軟に対応します。	こども課
7	病児・病後児保育事業	病気または病気回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合の乳幼児（生後６か月以上）または小学校就学児童に対して保育を実施します。 市内在住者は利用料無料とし、急な病気等にも対応できる支援体制を維持することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	こども課
8	学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 安全な環境のもと、子どもの自主性、社会性を育む機会を提供し、保護者が安心して就労できる環境を整備します。	こども課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
9	ファミリー・サポート・センター事業	人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を通じて、子育てと仕事の両立できる環境づくりを目指します。 子育て支援を受けたい利用会員と、子育て援助を行いたいサポート会員の登録や連絡調整等を行い、相互援助活動を支援します。 地域における支え合いの子育て環境の構築を推進します。	こども課
10	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	児童を養育している家庭の保護者が疾病、冠婚葬祭や社会的事由などにより、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において一時的に養育します。 必要な家庭が適切にサービスを利用できる体制を整備します。	こども課
11	【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	６か月児から２歳児までの乳幼児に対し、就労要件を問わず、1か月あたり一定時間の保育を行う乳児等通園支援事業を実施します。 この制度により、すべての子どもたちに適切な遊びや生活の場を与えるとともに、親子の心身の状況や家庭環境を把握し、必要な情報提供や助言その他の援助を行います。	こども課

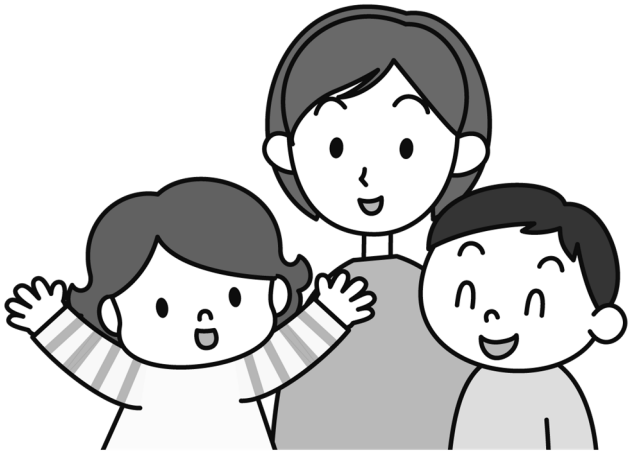

施策３　地域における子育て支援

施策の方向　地域全体で支える子育て環境の充実を目指します。

子育て世代活動支援センターWaku Waku を中心に、児童館でのつどいの広場の実施や各地区公民館での子育てサークル支援など、地域の様々な場所で子育て支援機能の充実を図ります。

子育て親子の交流の場の提供、相談支援、情報提供を通じて、子育ての不安や悩みの軽減を図るとともに、児童の健全育成や世代間交流も促進し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進し、地域の子育て力の向上を目指します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
12	地域子育て支援拠点事業	子育て世代活動支援センターWaku Waku において、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図ります。 また、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供を行い、打ち解けた雰囲気の中で語り合える環境を整備します。 年々増加する利用ニーズに応えながら、これらの取り組みを通じて、地域の子育て力の向上を目指します。	こども課
13	つどいの広場	港町児童館と砂浜児童館において、地域子育て支援拠点事業の連携型として、乳幼児とその保護者を対象に交流の場を提供します。 打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、子育てに対する不安の解消や情報交換ができる場所として、両児童館での実施を継続し、地域における子育て支援の拠点として活動を展開します。	こども課
14	児童館	港町児童館と砂浜児童館において、児童に健全なあそび場を提供し、情操を豊かにすることを目的に事業を実施します。 また、世代間の交流の場や放課後児童生徒の居場所としての機能を充実させ、様々な活動を通じて児童の健全育成を図ります。 両館での特色ある取り組みを継続し、地域の児童の健全育成を推進します。	こども課
15	保育所ふれあい保育	幼稚園や保育所に入園していない乳幼児を持つ子育て中の親子が保育所で楽しく過ごすことで、子育て不安の解消や情報交換ができる場所を提供します。 すべての保育所で実施し、在宅で子育てをする家庭への支援と、地域の子育て家庭の交流促進を図ります。	こども課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
16	子育てサークル支援事業	各地区公民館において実施している子育てサークルに保育士等が参加し、遊びや子育てについて専門的な立場から助言を行います。 地域における子育て家庭の交流促進と、子育ての不安や悩みの軽減を図るとともに、保護者同士のネットワークづくりを支援し、地域全体で子育てを支える環境づくりを推進します。	こども課

施策４　子育て情報提供・相談支援

施策の方向　きめ細かな子育て情報の提供と相談体制の充実を目指します。

子育て世代活動支援センターWaku Waku における総合相談窓口機能の充実を図るとともに、母子手帳アプリを活用したタイムリーな情報発信、子育て情報誌「みらい」の配布対象拡大と内容の充実など、様々な手法を用いて子育て支援情報の提供を行います。

相談支援と情報提供を効果的に組み合わせることで、子育て家庭が必要な支援やサービスを適切に選択・利用できる環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
17	利用者支援事業【基本型】	子育て世代活動支援センターWaku Waku において、子育てに関する総合窓口として機能を果たします。 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約・提供を行うとともに、利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行います。 また、関係機関との連絡調整を行い、子育て家庭が適切なサービスを選択・利用できるよう支援します。	こども課
18	利用者支援事業【こども家庭センター型】	育児に不安や悩みを抱える母親や支援が必要な親子の割合は増えており、気軽に相談しやすい環境を整えるとともに、連携機関との顔の見える関係づくりと適切な情報共有を行います。	こども課 健康推進課
19	【新規】 妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等についての相談に応じ、安心して出産・育児ができる支援を行います。 また、一人ひとりの状況に応じて必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を推進します。	健康推進課
20	子育て支援アプリを活用した情報の配信	母子手帳アプリを活用し、乳幼児健診（４か月、10 か月、１歳８か月、３歳６か月、２歳児）や離乳食教室の案内、健康相談の案内、支援センターだより（毎月分）、各種イベント情報など、タイムリーな情報発信を行います。 また、スマイルチケットに関する情報やアンケートについてアプリで配信するとともに、子育てに関する情報やアンケートの集約など積極的な活用を図ります。	健康推進課
21	子育て情報誌「みらい」の発行・配布	子育てに関する様々な情報を掲載した情報誌「みらい」を年に３回発行し、対象世帯に配布します。配布対象を順次小学校２年生までの世帯に拡大するとともに、配布対象家庭向けに内容を変更します。 訪問による直接手渡しを基本とし、子育て支援の機会としても活用します。	こども課

基本目標2　健やかな成長を支える母子保健･医療の充実

施策１　妊娠・出産支援

施策の方向　安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

産科クリニックや助産院との連携により、市内での出産環境を整備するとともに、妊婦健診や産後ケア事業の充実を図ります。また、パパ・ママ教室の拡充や父親向け支援の実施、不妊や性に関する相談支援など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

さらに、各種助成制度の実施により経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
22	出産できる環境の整備	市内で安全で安心な出産ができる環境を整備します。産科クリニック（ファミール産院ありだ）の運営を１市３町で 10 年間支援するとともに、産科医療機関や助産院と連携し、妊娠期から出産、育児期における切れ目のない支援を提供します。 また、出産子育て安心事業として、父親への支援（父子教室・交流会・相談支援）、祖父母向けの孫への接し方を学ぶ教室、不妊や性の相談支援を実施し、家族みんなが出産や子育てを安心して行える環境づくりを推進します。	健康推進課
23	妊産婦健康診査	妊婦の健康維持と異常の早期発見のため、妊婦健康診査受診券 24 枚、産婦健康診査受診券２枚（産後２週間・１か月）を発行します。 また、妊婦歯科健康診査、多胎妊婦への追加健診受診券５枚の発行を行い、妊産婦の健康管理を支援します。	健康推進課
24	パパ・ママ教室（妊娠中・産後）	妊娠期には年２回、子育ての講話や妊婦体験・沐浴体験を行い、健康で安心した妊娠・出産・育児が行えるよう支援します。 また、新たに産後のパパ・ママ教室を年２回実施し、赤ちゃんの発達・赤ちゃんとのふれあい方、遊び方の指導やパパ・ママ同士の交流を図ります。	健康推進課
25	助産の実施	市内在住の妊産婦が、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、助産施設において助産を行います。 多様化する家庭環境の中で特定妊婦が増える中、必要な場合は制度の活用を促進します。	こども課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
26	産前・産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について助産師等（母子保健コーディネーター）が電話、訪問等による相談支援や生活指導（禁煙・禁酒等）を行い、安心して妊娠・出産・育児に取り組めるよう妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施します。また、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対し父親の相談や子育てを学び交流する場を設け、家庭や地域での妊産婦や父親等の孤立の解消を図ります。	健康推進課
27	妊婦訪問支援事業	妊婦健診未受診の妊婦やその他継続的な支援が必要な妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することで健診の受診を促すとともに関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	健康推進課
28	産後ケア事業	産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的に、市が委託する医療機関や助産院で、ニーズに応じたケアを提供します。ニーズに応じ、宿泊型、日帰り型、訪問型とメニューを設定しています。宿泊以外のメニューはチケット制（７回まで）で提供することにより、利用者の負担軽減を図ります。	健康推進課
29	不妊治療費助成事業	一般不妊治療の助成に加え、和歌山県生殖補助医療先進医療費助成を受けている方を対象に、保険診療の生殖補助医療（体外受精・顕微授精）と併用して実施された先進医療の治療費の一部を助成します。 治療開始時の妻の年齢が 43 歳未満の夫婦（事実婚含む）を対象とし、助成対象経費に応じた助成を行います。	健康推進課
30	小児・AYA 世代のがん患者等妊孕性温存治療後生殖補助医療費助成	将来子供を産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者等に対して、がん等の治療開始前に生殖機能（妊孕性）温存治療法により凍結した卵子等を用いた生殖補助医療等に必要な費用等の一部を助成することにより、将来に希望を持ってがん治療等に取り組むことができるよう助成します。	健康推進課
31	国民健康保険の出産育児一時金	国民健康保険に加入している人が出産したとき、出産育児一時金 48 万８千円（産科医療補償制度の対象分娩の場合は１万２千円加算）を支給します。	保険年金課

施策２　乳幼児の健康支援

施策の方向　子どもの健やかな発達を支える保健活動を推進します。

乳幼児健康診査や２歳児教室、離乳食教室など、各種健診・教室を通じて子どもの健やかな発達を支援するとともに、保護者への育児支援や相談対応を行います。

また、予防接種については、デジタル予診票機能の拡充により保護者の利便性向上を図り、新生児聴覚検査は助成対象を全新生児に拡大し、子どもの健康の保持・増進と、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
32	乳幼児健康診査	４か月児・10 か月児・１歳８か月児・３歳６か月児を対象に、保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認および適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持および増進を図ります。出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため、新たに１か月児健診を医療機関に委託し実施します。	健康推進課
33	妊産婦交通費支援助成事業	妊娠経過から和歌山県内の周産期母子医療センターにあたる医療機関に通院せざるを得ない妊産婦に対し、通院に伴う交通費の一部を助成し、安心して出産できる環境づくりを推進します。	健康推進課
34	周産期医療ネットワーク事業	出産できる施設が減少している中、和歌山・有田保健医療圏において、セミオープンシステムなどの安心・安全な周産期医療体制について、和歌山県立医科大学と連携し、妊婦や里帰り出産を希望される方等に出産についての適切な情報提供を図ります。	健康推進課
35	２歳児教室	保育士による親子遊びを通じて子どもとの関り方や育児指導を行います。 また、健康や育児についての相談に応じ、子どもの健やかな発達を支援します。	健康推進課
36	離乳食教室	離乳食の実演や指導を行うとともに、健康や育児・発育発達の相談に応じます。 栄養士、保健師による指導、相談を実施するとともに、コロナ禍で実施できていなかった調理の実演を再開し、母親のニーズに合わせて教室内容を検討していきます。	健康推進課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
37	予防接種の実施・デジタル予診票の推進	定期予防接種（小児肺炎球菌、Ｂ型肝炎、五種混合、ロタウイルス、BCG、麻疹・風疹混合、水痘等）を実施します。 適切な時期に接種できるよう対象者に通知し、未受診者に勧奨を行います。 また、子育て応援アプリを活用し、登録者への予防接種スケジュールの管理機能や接種記録のデータ連携機能を提供し、利便性の向上と受診率の向上に努めます。	健康推進課
38	新生児聴覚検査費助成事業	新生児の生まれつき聞こえにくい障がい（難聴）の早期発見と適切な治療等につなげるため、新生児聴覚検査の初回検査および確認検査に対し、それぞれ 5,000 円を上限に助成します。 全新生児を助成対象とすることで、保護者の経済的負担を軽減し、検査受診を促進します。	健康推進課

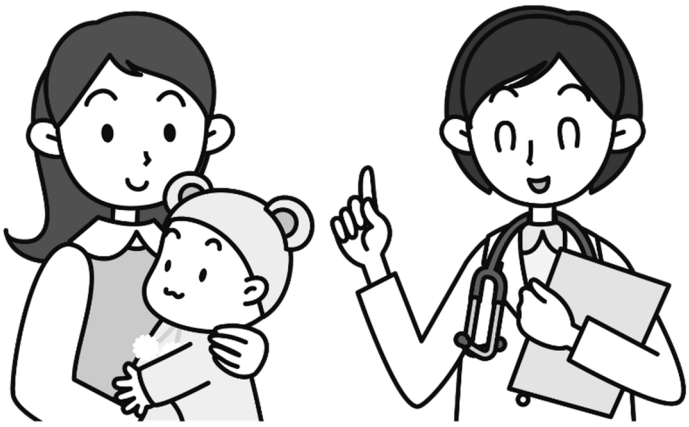

施策３　子育て家庭への訪問支援

施策の方向　重層的な訪問支援による子育て環境の充実を図ります。

すべての子育て家庭を対象とした乳幼児家庭全戸訪問から、支援が必要な家庭への養育支援訪問、さらに家事・育児等の負担を抱える家庭への訪問支援まで、重層的な訪問型支援を展開します。

それぞれの家庭の状況やニーズに応じた適切な支援を提供することで、子育ての不安や負担の軽減を図り、すべての子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
39	新生児訪問指導・乳幼児家庭全戸訪問事業	新生児期に助産師等が、生後２か月頃の赤ちゃんのいる家庭を、保健師・母子保健推進員等が全戸訪問します。 訪問を通じて、子育ての悩みや不安の解消を図るとともに、必要な社会資源の紹介や適切な支援機関へつなぐことで、子育て家庭への支援を行います。	健康推進課
40	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。 対象者の状況に応じて関係機関につなぎ、切れ目のない支援を実施するとともに、庁内や関係機関での連携や情報共有、体制構築のための協議の場を設けます。	健康推進課

施策４　育児支援

施策の方向　健やかな成長を支える専門的支援と育児支援を推進します。

発達段階に応じた健康教室や相談支援など、多様な事業を通じて子どもと保護者の健やかな成長を支援します。特に、心身の健康管理や育児支援、発達支援については、保健師、助産師、臨床心理士など、専門職による適切な支援を提供します。

また、地域の公民館での育児教室や食育の推進により、地域に根ざした子育て支援の充実を図ります。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
41	健康教室	学校教育と連携し、防煙教室、薬物乱用防止教室、思春期教室、いのちの授業等を実施します。 小学５年生を対象に実施している「いのちの授業」については、低学年からの実施も検討し、子どもの発達段階に応じた健康教育の充実を図ります。	健康推進課
42	健康相談	保健師・栄養士による母子の健康や育児の相談、栄養相談を毎月実施します。 また、理学療法士による相談も毎月実施し、総合的な健康支援を提供します。	健康推進課
43	発達相談	心理発達面で心配や悩みのある子どもと保護者に対し、臨床心理士による心理発達面での相談を実施します。 相談が必要な児童について、保護者との信頼関係を構築しながら支援につなげ、適切な時期に相談が実施できるよう計画的に取り組みます。	健康推進課 こども課
44	食育の推進	有田市食生活改善推進協議会の会員と連携し、発育・発達過程に応じた食生活の知識や食文化の伝承を促進します。 食を通じて子どもの心と体の健やかな成長を支援します。	健康推進課
45	【新規】 子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援・育児支援を行います。 また、必要に応じて家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。各家庭の状況に応じた適切な支援を提供し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。	こども課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
46	【新規】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場の提供、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。 また、児童および家庭の状況を把握・分析し、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	こども課
47	【新規】 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施します。 また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	こども課

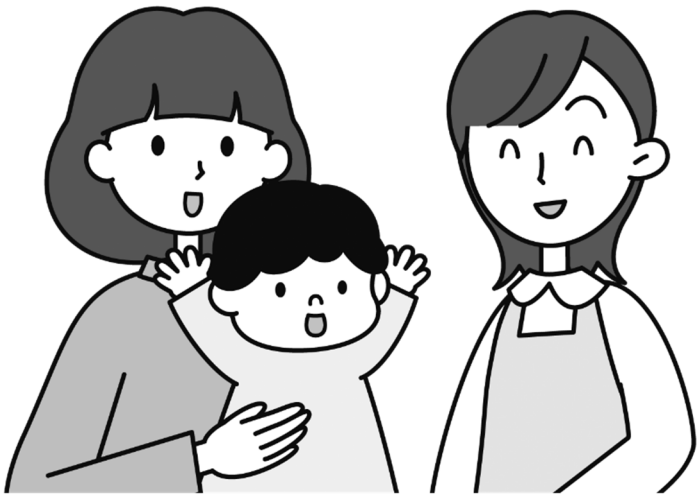

施策５　医療サービスの充実

施策の方向　安心して医療を受けられる体制づくりを推進します。

市内医療機関と連携し、専門的な小児医療の提供体制を整備するとともに、小児救急医療体制の充実を目指します。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、乳幼児から中学生までの医療費助成を実施します。

医療的ケア児とその家族に対しては、保育・教育現場での受入体制の充実など、関係機関と連携した総合的な支援を行い、すべての子どもが適切な医療を受けられる環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
48	小児医療の充実	市内の医療機関や市立病院小児科外来において、小児一般外来のほか、発達外来等、専門的な診療・治療を提供します。 小児専門外来の継続設置、小児救急患者の受入や、入院受入調整等、保健医療圏内の需要に対応できるよう小児医療の充実を図り、将来的には小児入院および夜間の小児救急患者の受け入れを目指します。 また、小児医療に関する各種相談窓口や体制について、市が実施する各種事業を通じて情報提供を推進し、安心して医療が受けられる環境づくりを進めます。	病院企画室 健康推進課
49	乳幼児医療費の助成	乳幼児の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 必要な医療を受けやすい環境を整えることで、乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、保護者が安心して子育てできる体制を構築します。	こども課
50	子ども医療費の助成	小・中学生、高校生の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 子どもの健康維持と適切な医療へつなぐことで、子どもの健やかな成長を支援し、安心して子育てできる環境を整備します。	こども課
51	医療的ケア児への支援の充実	医療的ケアを必要とする子どもが安心して日常生活を送り、適切な支援や成長発達を図れるよう、医療・福祉・子育て支援・保健・教育等の多岐にわたる分野と連携します。 保育所、小中学校等での受け入れについて、看護師の配置など医療的ケアを実施できる体制を充実させ、児童とその家族の相談に応じながら、地域で安心して生活できるよう切れ目のない支援を提供します。	こども課 健康推進課 福祉課 教育総務課

基本目標3　個性を尊重し可能性を育む教育･発達支援の強化

施策１　教育支援

施策の方向　確かな学びと豊かな心を育む教育支援の充実を目指します。

就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、学力調査の実施・分析による授業改善や、道徳教育の計画的な推進により、確かな学力と豊かな心の育成を目指します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、不登校等の課題を抱える児童生徒への支援体制を充実させ、すべての子どもの健やかな成長を支援します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
52	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の促進	幼稚園、保育所等と小学校との交流や就学に向けての情報交換を密にし、教育・保育内容に係る職員間の共通理解を図ります。 年長児の時期（６～７月および２月）には小学校長、指導主事、臨床心理士、保健師による保育所訪問を実施し、２～３月に小学校教諭と年長児担任との引継ぎを行います。 また、１年生時の５月、11 月には保健師、臨床心理士、保育所長が小学校を訪問し、授業参観後に保育所での学びや姿を共有する協議を行います。 全小学校において幼小接続期の「スタートカリキュラム」を実施し、円滑な接続を推進します。	教育総務課 健康推進課 こども課
53	学力向上対策	有田市学力調査を小学校３年生以上、中学校全学年を対象として行うとともに、県学力調査や全国学力・学習状況調査を通じて、児童生徒の学力を把握します。各学校で結果分析を行い、授業改善・学力保障に活用することで、児童生徒の学力向上を図ります。	教育総務課
54	道徳教育の推進	各学校において学校教育計画に道徳教育の全体計画および年間指導計画、各教科との関連資料を位置付け、計画的な道徳の授業を実施します。また、各学校の実態に応じた重点項目を定め、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。	教育総務課
55	「スクールカウンセラー」の配置事業	各小中学校および教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教員へ専門的知見に基づいた指導助言を行います。これにより、児童生徒が抱える困難の解決につなげます。	教育総務課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
56	不登校対策	各小中学校および教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、相談活動を実施するとともに、スクールソーシャルワーカーによる各校での助言やケース会議等の支援活動を行います。また、教育支援センター（ラ・ポール、ふらっと）への通所事業をスクールソーシャルワーカーや訪問支援員、登校支援員が実施します。	教育総務課

施策２　特別支援教育と障害児支援

施策の方向　支援が必要な子どもの育ちと家族への切れ目のない支援を推進します。

支援が必要な子どもに対し、教育・保育現場での支援員の配置や経済的支援を行うとともに、保育所や学童保育での受入体制の整備と支援員の専門性向上を図ります。

また、「縦（成長に伴って変わる関係機関）」「横（同じライフステージで支援する教育や福祉）」の連携体制を構築し、障害の早期発見から療育、教育、相談支援まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供することで、障害のある子どもとその家族が安心して生活できる環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
57	特別支援教育	勉強や学校生活に特別な支援が必要な児童生徒を対象に支援員を配置し、就学相談と教育環境の整備を行います。 専門家の助言を取り入れることで、各校の特別支援教育に対する意識の向上を図り、児童生徒の教育環境の改善につなげます。	教育総務課
58	特別支援教育就学奨励事業	小・中学校の特別支援学級に就学する児童等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費（学用品費、学校給食費、修学旅行費等）について、補助基準額に応じた助成を行います。	教育総務課
59	障害のある児童の保育所での受け入れ	保育所において心身に障害のある児童の保育を積極的に行い、保育士を手厚く配置します。 また、医療的ケア児の受け入れも行いながら、保育内容・技術の研修に努め、障害児保育の充実を図ります。	こども課
60	障害のある児童の学童保育での受け入れ	学童保育での障害のある児童を受け入れることができるよう、支援員等への研修を充実させるとともに、支援員等の人材確保に努めます。 また、発達に特性のある児童や、配慮や支援を必要とする児童についても、一人ひとりの特性を理解し、適切な支援ができるよう、支援員の専門性の向上と支援体制の強化を図ります。 支援員が安心して支援に取り組めるよう、相談体制を整備するとともに、特別支援教育の専門家等との定期的な連携会議を実施し、多面的な支援の充実を目指します。	こども課
61	特別児童扶養手当	障害のある児童を家庭において監護または養育している人に手当金が支給されるよう、支援します。	福祉課

施策３　発達支援サービス

施策の方向　個々の成長に寄り添う発達支援を推進します。

障害のある子どもや発達支援が必要な子どもに対し、児童発達支援センターを中核として、日常生活での基本的動作の習得や社会性の向上を図る支援を提供します。

また、放課後等の居場所づくりや、親子で参加できる教室の開催など、子どもの発達段階や家庭のニーズに応じた支援を行います。特に、より密な支援を必要とするケースが増えていることから、個別支援の充実と関係機関との連携強化を図ります。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
62	児童発達支援	児童発達支援センターが地域の中核的な支援施設となって、障害のある子どもに対し、日常生活における適切な習慣を確立させるための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高める知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。さらに児童発達支援センターの有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援等を行います。 療育が必要な子どもに対して、発達レベルと保護者の要望に寄り添いながら、小さな「できた！」が大きな輝きへと変化し、地域社会とつながる確かな力を育んでいけるようサービスの利用を支援します。	福祉課
63	放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や長期休暇中において、生活する地域にある居心地の良い空間（居場所）づくりを支援します。 安心して過ごせる場所で仲間との交流を促し、持てる力を維持し、さらに引き出す関わりを持つことで、将来最も必要となる「社会性」の成長を図っていけるようサービスの利用を支援します。	福祉課
64	母子通所「あそびの親子教室」	保健センターで毎週金曜日（月４回）、クッキング、散歩、保育所等訪問、遠足等を実施し、様々なプログラムを通じて子どもの発達を促します。 臨床心理士や保育士、保健師が指導・相談に応じ、子どもと一緒に楽しむ時間を提供し集団および個別への対応を強化します。	健康推進課

施策４　家庭支援と相談サービス

施策の方向　子どもと家族に寄り添う切れ目のない支援を推進します。

保護者の子育て力の向上と仲間づくりを支援するとともに、障害児への相談支援体制の充実を図ります。また、「縦」と「横」の連携体制を構築し、障害の早期発見から切れ目のない支援につなげることで、子どもと家族がライフステージに応じた適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。

各事業の周知と関係機関との連携強化に努め、支援を必要とする人により確実に支援が届くよう取り組みます。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
65	親支援講座の実施	子育て中の親を対象にペアレントプログラム等親向け講座を前期・後期の年２回実施します。 グループワークを通じて他の保護者の意見に触れたり、客観的に子どもの姿を捉える見方を学ぶ中で、子どもとのより良い関係構築と子育ての自信を高めます。 子育てに対するストレスの軽減を図り、保護者の仲間づくりを支援します。チラシ配布や広報等での周知に加え、関係機関の支援者との連携を強化し、支援を必要とする人により確実にプログラムの情報が届くよう取り組みます。	こども課
66	障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障害のある児童に対し、自立した生活を支え、それぞれが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	福祉課
67	切れ目のない支援の充実	障害をいち早く見つけ、早期発達支援につながるよう、「縦（成長に伴って変わる関係機関）」「横（同じライフステージで支援する教育や福祉）」連携の体制を構築します。 要保護児童対策地域協議会やこども課との連携を図りながら、就学前、就学後、卒業後それぞれの過渡期において情報共有を行い、障害のある子どもと家族がライフステージに応じた支援を受けられる環境づくりに努め、切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。	福祉課 健康推進課 教育総務課

施策５　教育・保育施設への訪問・巡回支援

施策の方向　専門的な訪問支援による保育環境づくりを推進します。

障害児施設での指導経験を持つ専門員や発達障害等の知識を有する専門員が、保育所等を定期的に訪問し、障害児やスタッフへの専門的な助言・支援を行います。

また、保護者への支援や学習会の開催、定期的なカンファレンスの実施を通じて、障害の早期発見・早期対応につなげるとともに、支援者間での情報共有と支援方針の協議を行い、きめ細かな支援体制の構築を図ります。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
68	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを２週間に１回程度訪問支援し、障害児や保育所などのスタッフに対して、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。 個々の子どもの特性に応じた支援方法について、実践的な助言を行うことで、集団生活への円滑な適応ができるようサービスの利用を支援します。	福祉課
69	巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員（臨床心理士）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。 保護者および支援者向けの学習会等を通じて発達や子どもに接する上での必要な知識・スキルについて理解を深める機会とします。あそびの親子教室・健診への参加、市内保育所での定期的なカンファレンス（２か月に１回）の開催など、保育観察の機会を定期的に設け、支援者との情報共有や支援の方向性について積極的に協議します。また個別の相談を通じ、保護者の思いに寄り添いながら前向きな子育てを支えます。	こども課 教育総務課

基本目標4　すべての家庭に寄り添う経済的支援と生活支援の充実

施策１　児童・家庭への経済的支援

施策の方向　妊娠期から子育て期までの切れ目のない経済支援を推進します。

妊婦のための支援給付や児童手当の拡充により、妊娠期からの経済的支援を強化するとともに、多子世帯への各種助成や就学援助を実施します。

また、ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の所得制限限度額の引き上げや第３子以降の加算額の拡充、医療費助成、各種資金の貸付など、総合的な経済支援を行い、すべての子育て世帯が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
70	【新規】 妊婦のための支援給付	すべての妊産婦等に給付を実施し、妊婦等包括相談支援事業と併せて経済的支援を実施します。 妊婦であることの認定後に給付を行い、その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に追加給付を行います。	健康推進課
71	紀州っ子いっぱいサポート事業	多子世帯に対し、乳幼児に関する各種利用料等を助成し、少子化社会の中で積極的に子どもを産み育てようとする世帯の経済的負担を軽減します。	こども課
72	児童手当	「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」に基づき、児童手当について所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第３子以降３万円とする拡充を実施します。 制度の一層の普及・啓発に努め、適切な支給を行います。	こども課
73	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	経済的理由によって就学困難な児童および生徒に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を補助基準額に応じて助成します。	教育総務課
74	児童扶養手当	父母の離婚等により、母子または父子家庭となり、18 歳に到達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。 ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得制限限度額を引き上げるとともに、生活の安定のために特に支援を必要とする多子家庭に対し、第３子以降の加算額を拡充します。	こども課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
75	ひとり親家庭医療費の助成	父母の離婚等により、母子または父子家庭となり、18歳に到達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童を養育している方とその児童に対して、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。 児童扶養手当の所得制限限度額の引き上げに伴い、児童扶養手当法施行令を準用しているひとり親家庭医療費の所得制限限度額も引き上げます。	こども課
76	母子父子寡婦福祉資金	事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、就学支度資金、修学資金、修業資金、結婚資金、生活資金などの貸付を行います。受付はこども課で行います。	こども課

施策２　生活支援・自立支援

施策の方向　安心な暮らしと自立を支える包括的支援を推進します。

生活困窮世帯やひとり親家庭に対し、各種給付金の支給や資格取得支援を通じた就労支援など、自立に向けた取り組みを推進します。また、母子生活支援施設での保護や母子寡婦福祉連合会の活動への支援を通じて、安心・安全な生活環境の確保と当事者の活動支援を行います。

支援を必要とする世帯の状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげることで、生活の安定と自立を支援します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
77	生活困窮家庭の自立支援	ひとり親家庭や生活困窮者に対する自立に向けた取り組みを推進します。生活困窮に関する相談があれば、各機関と連携をとり支援を行います。 経済的な支援が必要な世帯に対しては、各種支援制度を活用し、世帯の状況に応じた適切な支援を提供します。	福祉課
78	母子生活支援施設における保護	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者および児童を母子生活支援施設において保護します。 また、家庭内暴力による母子の緊急一時避難も施設において保護します。	こども課
79	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の親が経済的に自立できるよう、就職に有利な資格取得を支援します。 介護ヘルパーやパソコン技術の資格取得のための教育訓練給付金（自立支援プログラムの策定等が要件）、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格取得のための高等技能訓練促進費を支給します。 令和６年に緩和された所得要件のもと、制度を必要とするひとり親が利用しやすい支援を提供します。 また、養育費確保支援事業として公正証書作成費用の補助等を実施します。	こども課
80	母子寡婦福祉連合会	母子・寡婦家庭の福祉向上を目的に設立された連合会の活動、運営に対し、市が補助金を支給します。 事務局は市社会福祉協議会内に設置されています。	こども課
81	こども食堂の運営支援	貧困対策および地域における子どもの居場所づくりとして、地域住民等が主体となって運営するこども食堂の継続的な運営を支援します。	こども課

基本目標5　地域における子育て環境の充実と安全確保

施策１　地域交流・体験活動

施策の方向　地域とともに育む子どもの体験活動を推進します。

地域ふれあいルームでの放課後の居場所づくりや、親子で参加できる体験学習、伝統的な遊びの継承、スポーツ教室やマラソン大会の開催など、様々な体験・交流の機会を提供します。また、ジュニアリーダーの育成を通じて青少年の健全育成を図ります。

これらの活動を通じて、子どもたちの心身の健やかな成長を支援するとともに、地域社会全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
82	地域ふれあいルーム	子どもの安心・安全な放課後の居場所として設置し、学校や家庭では経験できない体験学習や地域の大人との交流する機会を提供します。 子どもと地域の人がふれあい、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支援します。 子どもたちが放課後を安心・安全に楽しんで学べる計画を実施します。	生涯学習課
83	親子体験学習	親子で体験できる施設を訪問し、様々な体験学習を行うことで、子どもの創造性を育みます。	生涯学習課
84	凧作り教室 凧揚げ大会	保護者の参加を促進するため 12 月の土曜日に実施し、自分だけのオリジナルなダイヤ凧を作ります。 新春の伝統的な遊びを親子で協力して楽しむ機会を提供します。	生涯学習課
85	スポーツ教室	市民の健康増進、体力向上およびスポーツの振興を図ることを目的に、最大 16 種目のスポーツ教室を実施します。 少子化や子どもの習い事の多様化等の影響により参加者が減少する傾向にありますが、市民の体力向上やスポーツ人口の拡大を図るための体験教室として継続して実施します。	生涯学習課
86	オレンジマラソン大会	市民の体力向上、小・中学生の忍耐力・持久力の向上を図ることを目的として開催します。 多くの市民が参加できる環境づくりに努め、継続して実施します。	生涯学習課
87	ジュニアリーダー研修会	青少年健全育成に関連する野外活動やレクリエーション活動等で、子どもたちのよきお兄さん、お姉さんとなるジュニアリーダーを育成します。	生涯学習課

施策２　教育支援・青少年育成

施策の方向　学校・家庭・地域で支える青少年の健全育成を推進します。

家庭教育支援講座や体験学習教室の開催を通じて、親子のコミュニケーションと子どもの学びの機会を提供します。

また、コミュニティ・スクールの活用や学校施設の開放により、学校と地域の連携を深めるとともに、青少年育成市民会議や地区育成会の活動支援を通じて、地域ぐるみで子どもの健全育成を図る環境づくりを推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
88	家庭教育支援講座（親こみゅ）	減りつつある親子同士のコミュニケーションを増やすため、共通の体験を通じて楽しく学ぶ機会を提供します。 また、保護者同士のコミュニケーションを通じて、育児に関する不安や喜びを分かち合える場として実施します。	生涯学習課
89	青少年育成市民会議	青少年の健全な育成を図ることを目的とし、関係団体とともに、健全育成のための啓発活動、パトロール活動およびレクリエーション活動を行います。 また、野外体験や元気まつりなど推進委員の研修も実施します。	生涯学習課
90	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用	中学校１校、小学校７校において学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画します。各学校での運営協議会（年３～５回程度）の実施に加え、「有田市コミュニティ・スクール連絡協議会」を年３回開催し、学校運営への地域社会の声の反映と連携・協力を推進します。	教育総務課
91	学校の体育施設の開放	有田市立学校体育施設開放に関する規則に基づき、市内小中学校の体育館や運動場を、児童生徒やその他の市民のスポーツやレクリエーションでの使用のため開放します。 また、旧保田中学校体育館と旧宮原小学校体育館は地区体育館として社会体育施設での管理運営を行い、学校教育の制限なく使用できるようにします。	生涯学習課
92	青少年育成事業	青少年健全育成事業のさらなる強化を図るため、各地区育成会に補助金を交付し、地域に応じた特色ある活動を支援します。	生涯学習課
93	地域と学校の連携・協働体制推進事業	夏休み期間中、全小学校の特別教室等を利用し、５日間の体験学習教室を開催します。	生涯学習課

施策３　子どもの安全確保

施策の方向　子どもたちの命と暮らしを守る安全対策を推進します。

子どもたちの命を守るため、防災教育や実践的な避難訓練の充実を図るとともに、通学路の安全点検や防犯パトロールの実施、「きしゅう君の家」による地域での見守り活動を推進します。

また、学校・保育所等の施設整備や災害時の支援体制の構築を進め、ハード・ソフト両面から、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりを地域全体で推進します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
94	青色防犯パトロールの実施	登下校時などにおいて犯罪者に機会を与えないよう青色防犯パトロールを実施し、犯罪抑止機能を高めます。	防災安全課 青少年センター
95	防災研修の開催	市民、特に子どもたちの防災意識向上と災害対応力強化のため、防災講演会や出前講座を実施するなど、広報・啓発活動を推進します。 小中学校での防災教育の充実を図り、避難訓練や防災マップづくりなど、実践的な活動を通じて、自らの命を守る行動（自助）と地域で助け合う意識（共助）を育みます。 また、保育所や児童館等の子育て関連施設における防災対策や避難訓練の充実を図ります。	防災安全課 教育総務課 こども課
96	通学路の安全点検	有田市通学路交通安全プログラムに基づき、有田市通学路安全推進会議を設置し、３年に１回すべての小中学校の通学路の合同点検を行います。 点検の結果、対策が必要と判断された場合は、各校における安全指導を行うとともに、警察や道路管理者等に対して改善要望を行います。また、「通学路セーフティネットの日」（年６回）には全小学校が参加し、教員や保護者等が登校時に所定の場所に立ち、通学指導を行います。	教育総務課 建設課 青少年センター
97	未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検	保育所、認可外保育所、通所支援事業所等の未就学児のお散歩コースについて、国・県・警察・市・施設管理者による合同点検を実施します。 危険箇所については、散歩コースの変更やガードレールの敷設などの対策を講じます。	こども課 建設課
98	きしゅう君の家シールラリー	小学校区内の「きしゅう君の家」を児童がグループに分かれて訪問し、台紙にシールを集めながら確認します。 警察や地域の関係団体に協力していただくことで地域の人々に見守られていることを実感してもらうとともに、地域について学ぶ機会とします。	生涯学習課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
99	公立学校施設・保育所の整備	「有田市立保育所再編基本計画」に基づき、宮原保育所を整備し、新たに宮原地区に認定こども園を建設予定です。東側エリアの整備と並行して、西側エリア全体の適正配置を決定し、順次整備を行います。 また、老朽化した施設の適切な管理と予算配分を行い、教育・保育環境の充実を図ります。	こども課 教育総務課 経営企画課
100	【新規】 子どもの防災対策の充実	学校、保育所等の子育て関連施設における災害対応マニュアルの整備と定期的な見直しを行うとともに、実践的な避難訓練や保護者への引き渡し訓練を実施します。 また、避難所となる施設での乳幼児用品等の防災備蓄品の充実を図り、災害時要配慮者としての子ども・子育て家庭への支援体制を整備します。 さらに、子育て世代向けの防災ワークショップの開催やデジタル技術を活用した災害情報の提供体制を整備し、家庭における防災力の向上を支援します。	防災安全課 こども課 教育総務課

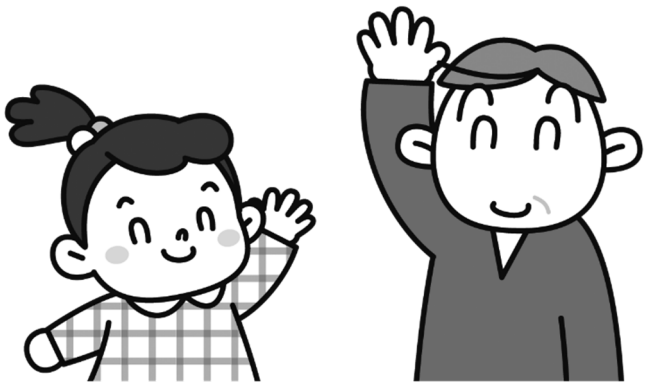

施策４　児童福祉・家庭支援

施策の方向　子どもと家庭に寄り添う包括的な支援を推進します。

民生児童委員による地域での見守りや家庭訪問支援員による相談支援を実施するとともに、こども家庭センターを中心とした専門的な相談体制の充実を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会での関係機関との連携強化や、家庭内暴力の被害者への支援、児童虐待防止に向けた啓発活動を推進し、すべての子どもと家庭が安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
101	家庭児童相談事業	家庭における子育ての不安や悩みに関する相談に応じます。 相談内容に応じて、要保護児童対策地域協議会や保健センター、学校、保育施設、児童相談所等と連携を図り、支援を行います。	こども課
102	民生児童委員協議会	民生児童委員が地区の児童やひとり親家庭の相談に応じ、児童の育成や家庭支援などを行います。 主任児童委員を中心に子育てや子どもの生活に関わりを持つとともに、保育所、小・中学校との協議会を通じて情報共有を図り、関係機関と連携しながら地域での見守りを実施します。	福祉課
103	家庭訪問支援事業	就学前の児童のいる家庭を訪問し、子育てに対する不安や相談あるいは虐待等の問題を抱えた家庭を把握し、必要な支援や助言および関連機関に結びつけます。 家庭訪問支援員の訪問時には市で発行する子育て情報誌「みらい」を配布し、子育てに関する様々な情報を発信します。訪問対象家庭の拡大を検討し、支援の充実を図ります。	こども課
104	要保護児童対策地域協議会	地域の関係機関の緊密な連携と相互の協力によって、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。 代表者会議（年１回）、実務者会議（年 12 回）、ケース検討会議を通じて、要保護児童等に対する支援内容の協議を行うことで、適切な保護を図ります。	こども課
105	ＤＶ相談事業	配偶者等、家庭内にて暴力を受けた被害者からの相談を受け付けるとともに、関連機関との連携による支援を実施します。	市民課 福祉課 こども課
106	こども家庭センター	従来の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を併せ持つ子ども家庭センターにおいて、すべての子ども・家庭の相談に対応し、専門的な支援の充実を図ります。	健康推進課 こども課

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
107	児童虐待に関する啓発の推進	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知します。 毎年 11 月の児童虐待防止推進月間には広報による啓発活動を実施するとともに、市内の小学生、中学生のいる家庭には学校を通じて、就学前児童がいる家庭には家庭訪問支援員を通して啓発チラシを配布します。	こども課

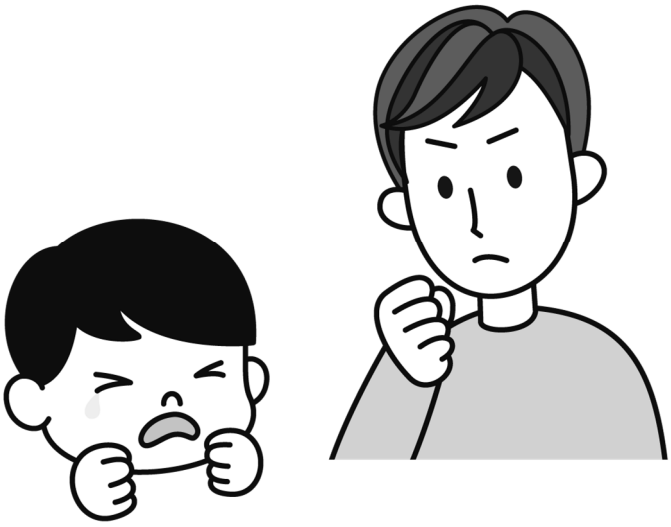

施策５　社会環境整備・地域連携

施策の方向　地域で育む子育てにやさしい環境づくりを推進します。

地域活動連絡協議会を通じた子どもの健全育成や、企業への働きかけによる子育てしやすい就労環境の整備を進めます。

また、男女共同参画プランに基づく意識づくりや環境整備を推進するとともに、家庭児童相談事業による相談支援の充実を図り、誰もが参加しやすく、安心して子育てができる地域社会の実現を目指します。

事業番号	施策・事業名	概要	所管課等
108	地域活動連絡協議会	各地区の母親クラブが中心となって子供クラブを運営し、クラブには母親だけでなく誰でも参加できる体制とします。 地区の子供クラブ単位で各種事業を行い、他地域との交流や異年齢間の交流を図りながら、子どもたちの健全育成に努めます。	生涯学習課
109	子育てしやすい就労環境の整備に向けた企業の取り組みに対する働きかけ	仕事と生活の調和の実現を目指し、子育てしやすい就労環境の整備に向け、企業の取り組みが推進されるよう、関連する情報の提供に努めます。 チラシやポスター等を設置し、育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入のための啓発活動を行います。	こども課 産業振興課
110	男女共同参画プランの推進	第４次有田市男女共同参画プランに掲げる「自分らしく生きることのできる共同参画社会に向けた意識づくり」「性別に関わらずいきいきと活躍できる環境づくり」「安心して暮らせる安全な地域づくり」を基本目標に、広報・啓発活動の推進など施策の展開を図ります。	市民課
111	家庭児童相談事業【再掲】	家庭における子育ての不安や悩みに関する相談に応じます。 相談内容に応じて、要保護児童対策地域協議会や保健センター、学校、保育施設、児童相談所等と連携を図り、支援を行います。	こども課

第5章　量の見込みと提供体制

1 教育･保育の提供区域

「量の見込み」･「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を１区域（市全域）に設定します。

2 人口推計

今後５年間の人口推計についてみると、18 歳未満の人口は令和６年時点で 3,090 人でしたが、本計画満了となる令和 11 年には 2,503 人となり、587 人の減少が見込まれています。

０歳児は令和６年の 98 人から令和 11 年には 90 人と緩やかな減少が見込まれており、１・２歳児は令和６年の 246 人から令和 11 年には 195 人と約 50 人程度の減少が見込まれています。

３～５歳児は令和６年の 406 人から令和 11 年には 312 人と 94 人の減少が見込まれています。

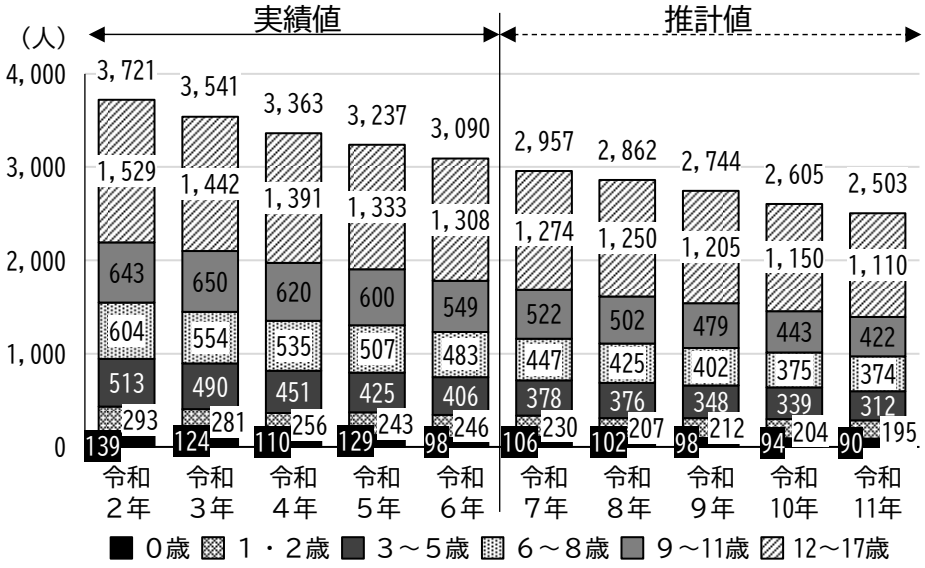

資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法にて（各年４月１日）

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定めます。

本市に居住する子どもに対し、「現在の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用状況」に「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【保育の必要性の認定区分】

３－５歳　幼児期の教育（19 条第１項第１号に該当：教育標準時間認定）

３－５歳　保育の必要性あり（19 条第１項第２号に該当：満３歳以上・保育認定）

０－２歳　保育の必要性あり（19 条第１項第３号に該当：満３歳未満・保育認定）

●量の見込みと確保方策　（児童数：人）

		令和７年度					令和８年度					令和９年度				
		１号認定	２号認定	３号認定			１号認定	２号認定	３号認定			１号認定	２号認定	３号認定		
				０歳	１歳	２歳			０歳	１歳	２歳			０歳	１歳	２歳
①量の見込み		39	301	28	64	104	39	303	29	63	79	36	283	29	61	87
②確保方策	特定教育保育施設	50	330	30	70	110	50	330	30	70	110	50	330	30	70	110
	確認を受けない幼稚園※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	50	330	30	70	110	50	330	30	70	110	50	330	30	70	110
過不足（②-①）		11	29	2	6	6	11	27	1	7	31	14	47	1	9	23

		令和 10 年度					令和 11 年度				
		１号認定	２号認定	３号認定			１号認定	２号認定	３号認定		
				０歳	１歳	２歳			０歳	１歳	２歳
①量の見込み		35	279	29	58	83	32	260	30	56	79
②確保方策	特定教育保育施設	50	330	30	70	110	50	330	30	70	110
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	50	330	30	70	110	50	330	30	70	110
過不足（②-①）		15	51	1	12	27	18	70	0	14	31

※　確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない幼稚園です。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

（１）延長保育事業（時間延長保育事業）

利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。

これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●延長保育事業（時間延長保育事業）の量の見込みと確保方策　（利用者数：人/月）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	9	9	8	8	8
②確保方策	9	9	8	8	8
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（２） 放課後児童健全育成事業（学童保育）

利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●放課後児童健全育成事業（学童保育）【低学年】の量の見込みと確保方策　（登録児童数：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	１年生	72	66	64	58	65
	２年生	75	71	65	63	57
	３年生	53	52	49	45	44
②確保方策	１年生	72	66	64	58	65
	２年生	75	71	65	63	57
	３年生	53	52	49	45	44
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

●放課後児童健全育成事業（学童保育）【高学年】の量の見込みと確保方策　（登録児童数：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	４年生	38	33	32	31	28
	５年生	20	20	17	17	16
	６年生	17	17	17	15	15
②確保方策	４年生	38	33	32	31	28
	５年生	20	20	17	17	16
	６年生	17	17	17	15	15
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策　（延利用日数：日/年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	14	14	13	13	12
②確保方策	14	14	13	13	12
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（４）地域子育て支援拠点事業

利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策　（延利用者数：人/年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	16,952	15,590	15,641	15,035	14,379
②確保方策	16,952	15,590	15,641	15,035	14,379
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（５）一時預かり事業

令和７年度に市内すべての幼稚園が認定こども園へ移行することに伴い、幼稚園における一時預かり事業が終了します。そのため、本事業における量の見込みおよび確保方策は設定しないこととします。

利用実績を基準に今後の利用意向等を勘案してニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、利用定員を確保方策として位置付け、提供体制の維持・整備に努めます。

●一時預かり事業（幼稚園一時預かり以外）の量の見込みと確保方策　（延利用者数：人/年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	232	223	214	207	194
②確保方策	816	816	816	816	816
過不足（②-①）	584	593	602	609	622

（６）病児･病後児保育事業

アンケート調査からの利用意向や利用実績を元にニーズ量を見込んでいます。これまでの提供体制を維持することで、利用を希望する方が利用できるよう、利用定員を確保方策として位置付け、提供体制の維持・整備に努めます。

●病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策　（延利用者数：人/年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	160	153	147	143	134
②確保方策	720	720	720	720	720
過不足（②-①）	560	567	573	577	586

（７）ファミリー･サポート･センター事業

ファミリー･サポート･センター事業は、多様な保育ニーズへの支援方法です。

事業の周知・啓発を通して利用会員や援助会員の確保に努め、利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策　（延利用者数：人/年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	48	46	43	40	39
②確保方策	48	46	43	40	39
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（８）利用者支援事業

「子育て世代包括支援センター」の利用を希望する方が利用できるよう、提供体制の維持・整備に努めます。

●利用者支援事業の量の見込みと確保方策　（設置か所数：か所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2	2	2	2	2

（９）妊婦健診事業

安定した妊娠期を過ごし、安心・安全な出産を迎えることができるよう妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、健康診査費用を助成します。

●妊婦健診事業の量の見込みと確保方策　（延受診回数：回/年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,237	2,152	2,068	1,984	1,899
②確保方策	2,237	2,152	2,068	1,984	1,899
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（10）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児の全戸訪問が実現できるよう、「子育て世代包括支援センター」や妊娠届出時に事業を周知し、母子の様子、精神的な不安を軽減・解消できるよう事業を推進します。

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の量の見込みと確保方策　（訪問戸数：件）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	106	102	98	94	90
②確保方策	106	102	98	94	90
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（11）養育支援訪問事業

こんにちは赤ちゃん事業等を通して、養育支援が特に必要と認められる家庭に対して、適切な支援が行えるよう、体制の整備を図り、事業を推進します。

●養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策　（延訪問者数：件）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	18	18	17	16	15
②確保方策	18	18	17	16	15
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（12）子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援による適切な支援が実施できるよう、「子育て世代包括支援センター」等と連携し事業を周知します。また、各家庭の状況に応じた支援を提供することで、家庭における不安や悩みの解消、養育環境の改善を図り、虐待リスクの予防に努めます。

訪問支援員による支援を必要とするすべての家庭に対応できるよう、量の見込みに応じた実施体制を確保し、きめ細かな支援を推進します。

●子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策　（延訪問者数：件）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	114	110	105	102	96
②確保方策	114	110	105	102	96
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（13）児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える児童や、家庭・学校に居場所のない児童等に対し、安全で安心できる居場所を提供し、生活習慣の形成、学習支援、進路相談、食事の提供等の包括的な支援を実施します。また、関係機関との連携を図りながら、個々の児童の状況に応じた適切な支援を提供することで、児童虐待の防止と健全育成の推進に努めます。

必要な支援を確実に提供できるよう、量の見込みに応じた実施体制を整備し、きめ細かな支援を実施します。

●児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策　（延訪問者数：件）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	34	33	32	30	29
②確保方策	34	33	32	30	29
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（14）親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて適切な支援が実施できるよう、「子育て世代包括支援センター」等と連携し事業を周知します。また、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を提供することで、児童の心身の発達状況に応じた支援を行い、適切な親子関係の構築を図ります。

支援を必要とするすべての親子に対応できるよう、量の見込みに応じた実施体制を確保し、きめ細かな支援を推進します。

●親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策　（延訪問者数：件）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	10	9	9	8	8
②確保方策	10	9	9	8	8
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（15）妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊産婦・その配偶者等に対して、面談等を通じて出産・育児等についての相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。また、一人ひとりの状況やニーズに応じて必要な支援機関につなぐなど、安心して出産・育児ができるよう伴走型の相談支援を推進します。

支援を必要とするすべての妊産婦等に対応できるよう、量の見込みに応じた実施体制を確保し、きめ細かな支援を推進します。

●妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策　（延相談回数：回）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	合計	329	317	304	292	279
	妊娠時	106	102	98	94	90
	妊娠期	103	99	95	91	87
	出産後	120	116	111	107	102
②確保方策	合計	329	317	304	292	279
	妊娠時	106	102	98	94	90
	妊娠期	103	99	95	91	87
	出産後	120	116	111	107	102
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

（16）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

６か月児から２歳児までの乳幼児に対し、就労要件を問わず１か月あたり一定時間の保育を提供する事業です。

本事業は令和８年度からの運用開始を予定しており、ニーズ調査の結果を踏まえ、国の算出方法に基づき必要受入時間と必要定員数を算出しました。

すべての子育て家庭が必要に応じて保育サービスを利用できる環境を整備し、多様なニーズに応える支援を提供できるよう、適切な運営体制を整えるとともに事業の周知を図ります。

支援を必要とするすべての乳幼児に対応できるよう、量の見込みに応じた実施体制を確保し、きめ細かな支援を推進します。

●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	必要受入時間	合計		600 時間/月	590 時間/月	570 時間/月	550 時間/月
		０歳		120 時間/月	120 時間/月	120 時間/月	110 時間/月
		１歳		320 時間/月	300 時間/月	290 時間/月	280 時間/月
		２歳		160 時間/月	170 時間/月	160 時間/月	160 時間/月
	必要定員※	合計		４人	４人	４人	４人
		０歳		１人	１人	１人	１人
		１歳		２人	２人	２人	２人
		２歳		１人	１人	１人	１人
②確保方策（定員）				６人	６人	６人	６人
過不足（②-①）				２人	２人	２人	２人

※ 必要定員数は、定員１人１月あたりの受入可能時間を 176 時間（８時間×22 日）と設定することを基本とし、必要受入時間を受入可能時間で除することで算出します。

（17）産後ケア事業【新規】

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施することにより安心して子育てできる環境を推進します。

●産後ケア事業の量の見込みと確保方策　（延利用者数：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	214	206	198	190	182
②確保方策	214	206	198	190	182
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（18）実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等における実費徴収に係る経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯を対象とした補助制度を継続して実施します。日用品、文房具等の教育・保育に必要な物品の購入費用や、行事への参加費用等について、世帯所得の状況を考慮した支援を行うことで、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。

また、社会情勢や保護者のニーズの変化に応じて、支援対象や補助内容の見直しを適宜検討するとともに、国の制度改正等も踏まえながら、より効果的な支援のあり方について検討を進めます。併せて、本制度の周知徹底を図り、支援を必要とする世帯に確実に情報が届くよう努めます。

（19）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の参入を促進し、質の高い教育・保育サービスの充実を図るため、新規参入事業者への支援体制を整備します。運営上の課題に関する相談対応や助言等の巡回支援を実施するとともに、特別な支援が必要な子どもの受け入れに関する支援について検討を進めます。

将来的な保育ニーズの変化や多様化に備え、周辺自治体との定期的な情報交換を通じて広域的な保育ニーズを把握し、新規参入事業者への効果的な支援方法について調査研究を進めます。併せて、多様な子どもの受入体制の整備に向けた取り組みを検討します。

第6章　計画の推進に向けて

1 推進体制の充実

（１）庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、市役所関係の組織でみると児童福祉、障害福祉の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、防災担当課、教育委員会、市立病院など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の密接な情報交換等連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

（２）関係機関や市民との協力

本計画の推進に当たっては、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織や、子育てに関する民間団体・市民ネットワークおよび各地域の住民の協力が不可欠です。

そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との連携強化を推進します。

（３）国や県との連携強化

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握し、利用者にとって便利で利用しやすい子育て支援となるよう、国や県に対して、必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検と評価

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「有田市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

資料編

1 有田市子ども･子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、有田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　子ども・子育て会議は、法第 77 条第１項各号に規定する事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を実施する団体の代表者

（３）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（４）　法第６条第２項に規定する保護者

（５）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない時は、市長が招集する。

２　会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。

３　子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

４　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第７条　子ども・子育て会議に、専門事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部こども課において処理する。

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

２ 有田市子ども･子育て会議委員名簿

任期　令和５年４月１日～令和７年３月 31 日

	所属	氏名	備考
学識経験者	相愛大学名誉教授	桑原　義登	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	有田市民生児童委員協議会 主任児童委員　代表	脇村　十月	
	有田市母子保健推進員会 会長	上田　八恵	
	私立幼稚園代表 学校法人ぶっとく幼稚園 園長	菅田　良仁	
	有田市立宮原保育所　所長	上山　千幸	任期　令和５年４月１日～ 令和６年３月 31 日
	有田市立宮崎町保育所　所長	江川　利美	任期　令和６年４月１日～ 令和７年３月 31 日
	有田市立糸我小学校　校長	土岐　哲也	任期　令和５年４月１日～ 令和６年３月 31 日
	有田市立保田小学校　校長	出口　雄三朗	任期　令和６年４月１日～ 令和７年３月 31 日
	有田市学童保育運営 NPO 法人　和歌山野球振興 協会・夢クラブ　代表	木村　竹志	
	社会福祉法人　桜樹　理事長	野田　ちよみ	
保護者代表	有田市立宮原保育所 保護者会会長	川口　昭平	任期　令和５年４月１日～ 令和６年３月 31 日
	有田市立宮崎町保育所 保護者会会長	梅本　侑希	任期　令和６年４月１日～ 令和７年３月 31 日
	有田市ＰＴＡ連合会　会長	上野山　源吾	任期　令和５年４月１日～ 令和６年３月 31 日
		谷口　由里子	任期　令和６年４月１日～ 令和７年３月 31 日
	子育てサークル　代表	赤井　聖子	
行　政　機　関	有田市教育委員会 教育次長	伊藤　正人	
	有田市市民福祉部　部長	宮﨑　三穂子	任期　令和５年４月１日～ 令和６年３月 31 日
		上田　敏寛	任期　令和６年４月１日～ 令和７年３月 31 日

第３期有田市子ども・子育て支援事業計画

発行　　令和７年３月

発行・編集：有田市市民福祉部 こども課
〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地
TEL：0737-22-3524　FAX：0737-82-1725